

第3期 朝日町
子ども・子育て支援事業計画

(令和7年度～令和11年度)

令和7年3月

富山県 朝日町

目次

第1章 計画の改定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画の策定体制	3

第2章 子育てを取り巻く環境

1 町の現状	7
2 教育・保育の環境の状況	11
3 子育て支援事業の状況	15
4 子ども・子育てニーズ調査結果の概要	28

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	37
2 基本目標	37
3 体系図	38
4 教育・保育サービスの提供区域	39
(1) 区域設定の考え方	39
(2) 区域の設定	39

第4章 子ども・子育て支援事業量の見込みと提供体制

1 子ども・子育て支援事業の事業量の算出方法	43
(1) 事業量の算出方法	43
(2) 量の見込みを算出する事業について	43
2 教育・保育事業の量の見込みと提供体制	45
3 地域子ども・子育て事業の量の見込みと提供体制	46

第5章 子ども・子育て支援事業の具体的取組

基本目標1 地域のみんなで子育てを支えるまちづくり	57
基本施策(1) 地域の子育て支援事業の充実	57
基本施策(2) 交流・ネットワーク強化	59
基本施策(3) 子育てをめぐる学びの場の確保	61
基本目標2 子どもの育ちと子育て家庭を支える安全安心のまちづくり	64
基本施策(1) 親と子どもの健康づくりの推進	64
基本施策(2) 障害児や要支援家庭等への支援	68
基本施策(3) 子育て家庭への経済的支援	72

基本目標 3 地域と生活と職場の調和された社会づくり	73
基本施策（1）仕事と子育てのバランスを目指す	73
基本施策（2）父親・母親の特性を活かした子育てへの参加促進	73
基本目標 4 新しい時代の教育・保育サービスの提供	74
基本施策（1）教育・保育サービスの提供の確保	74
基本施策（2）保育サービスの質の確保	75

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制	79
（1）庁内推進体制	79
（2）地域の組織と連携	79
（3）町民、企業に対する普及、啓発	79
2 計画推進にあたっての役割	79
（1）家庭の役割	79
（2）地域の役割	80
（3）保育所や学校などの役割	80
（4）企業の役割	80
（5）行政の役割	80
3 計画の進捗管理	81

資料編

1 朝日町子ども・子育て会議要綱	85
2 朝日町子ども・子育て会議委員名簿	87
3 朝日町子ども・子育て会議の検討経過	88

第1章 計画の改定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、急速な少子高齢化の進行や子どもの貧困の問題、子育てに係る孤立感や負担感の増加等、家庭や地域の子育てをめぐる環境の変化が指摘されています。このような子育てに関する様々な問題に対応し、子育てしやすい環境を地域や社会全体で支援し、構築することを目的として、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が制定されました。これに基づき、「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月にスタートし、市町村には教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや確保方策について盛り込んだ「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられました。

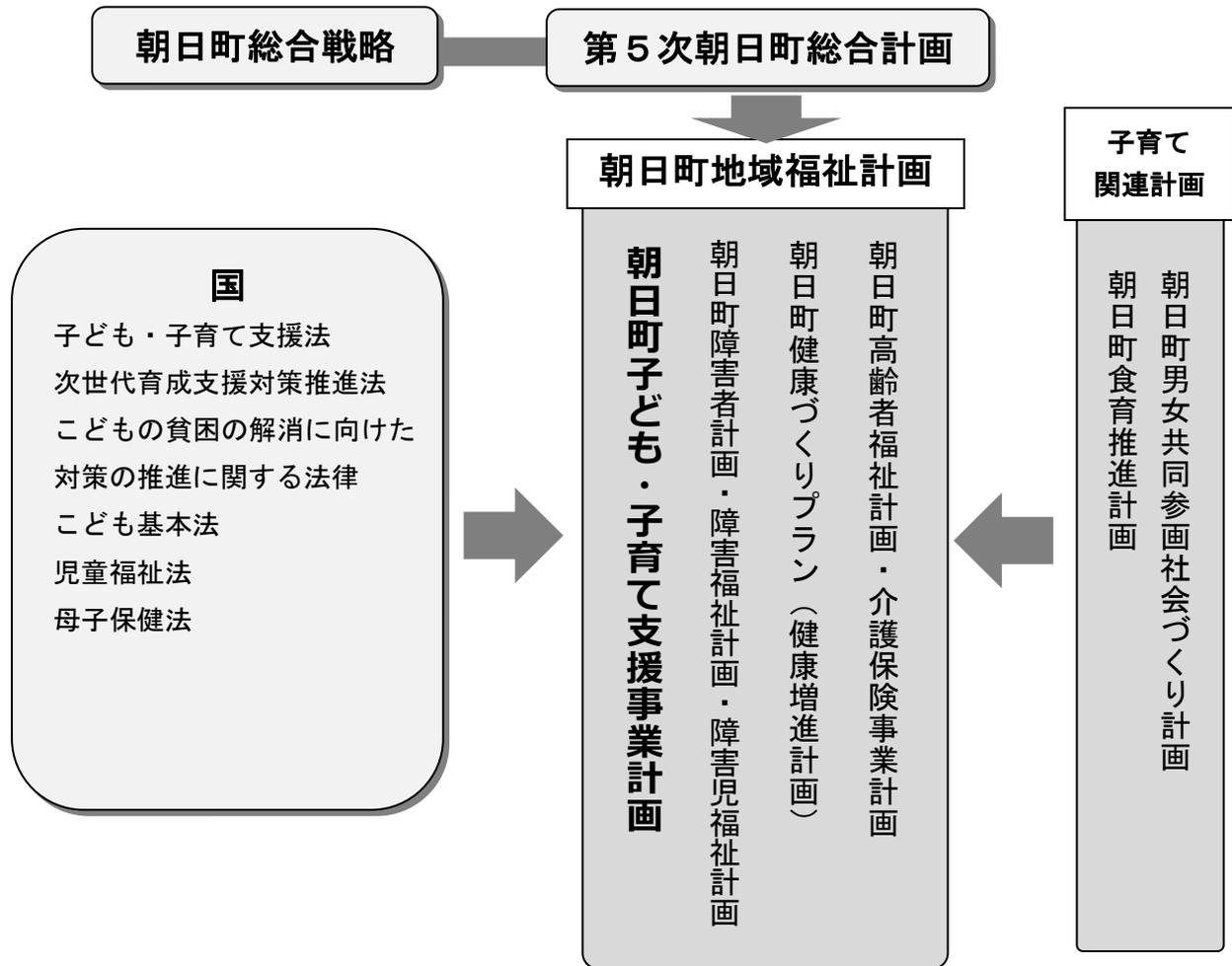
その後、国では令和5年4月に「こども基本法」が施行され、令和5年12月にはこども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されるなど、「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

当町においても、平成27年に「朝日町子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：平成27～31年度）を策定し、子どもの教育・保育環境の整備や総合的な子育て支援を進めてきました。その後、子どもの貧困対策等の新たな課題も含めた子育て支援施策をさらに推進するため、令和2～6年度を計画期間とする「第2期朝日町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て環境の整備に取り組んできました。

このたび、第2期計画が令和6年度末をもって終了することから、現状や課題を整理・評価し、「第3期朝日町子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：令和7年度～11年度）を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として策定するものであり、「朝日町総合計画」に基づく個別計画として、「朝日町次世代育成支援行動計画」や「朝日町母子保健計画」を継承しつつ、「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」の内容を盛り込むとともに、「朝日町障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」等との整合性を図ります。



3 計画の期間

「第3期朝日町子ども・子育て支援事業計画」の計画期間は、令和7年度を初年度とし、令和11年度までの5年間を計画期間とします。

4 計画の策定体制

●町民ニーズ調査の実施

本計画を策定するための基礎調査として、就学前児童保護者 195 人と小学生児童保護者 266 人を対象に「朝日町子ども・子育て支援事業計画策定にかかるアンケート調査」を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望等の把握を行いました。

●朝日町子ども・子育て会議の開催

子ども・子育て支援法第77条に基づく機関で、子どもの保護者、子ども・子育て支援事業の関係者、学識経験者等から構成される「朝日町子ども・子育て会議」を開催し、本計画について審議しました。

●パブリックコメントの実施

住民・子ども課窓口及びホームページ上において計画案を公表し、広く町民の皆様から意見を募りました。

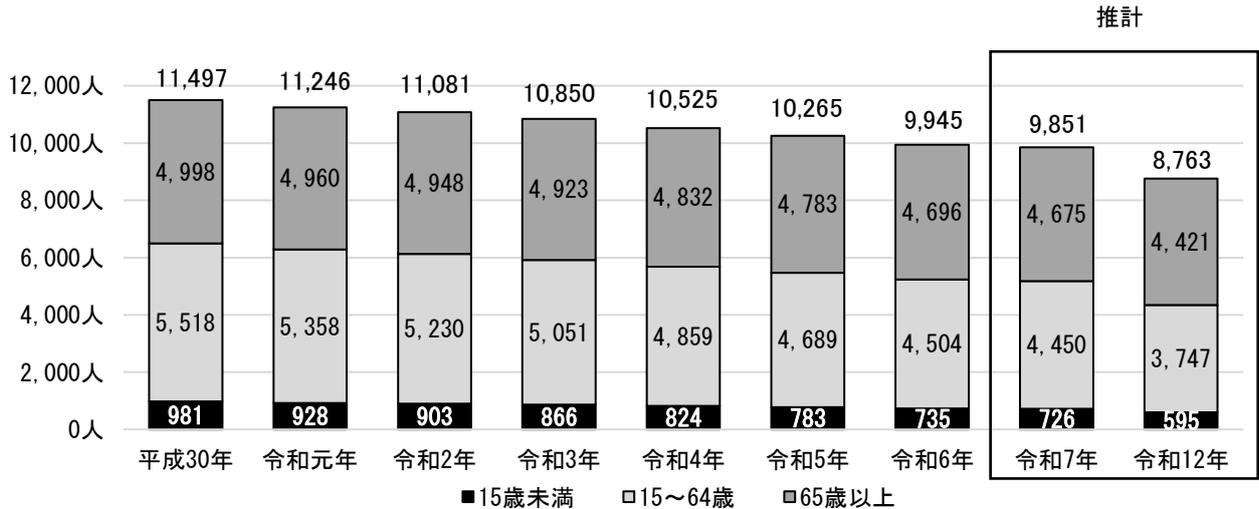
第2章 子育てを取り巻く環境

1 町の現状

(1) 人口

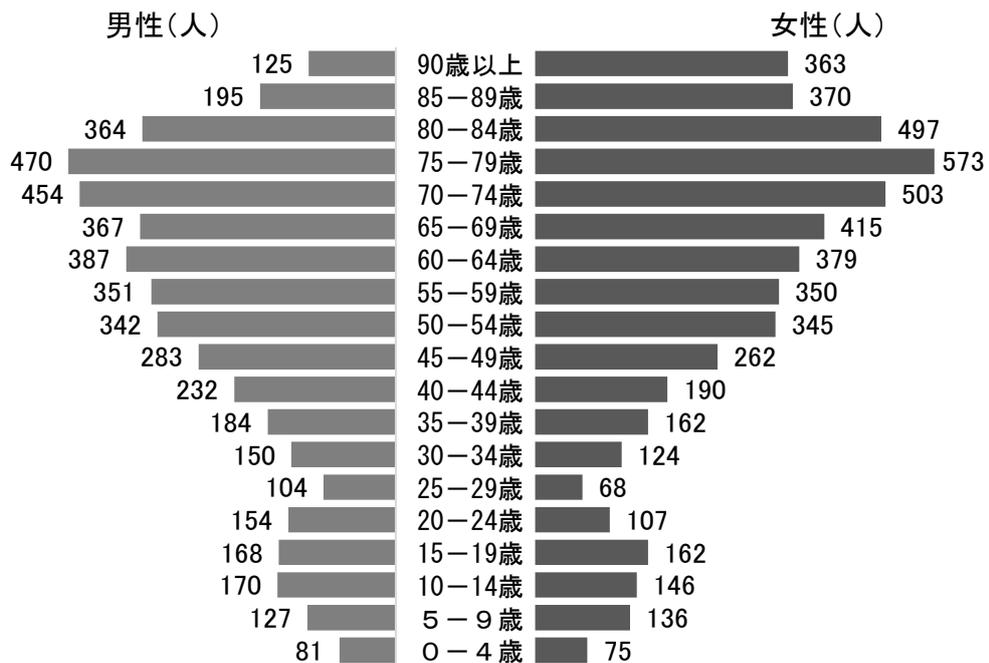
朝日町の人口は年々減少しており、令和5年は10,265人となっています。年代別の人口をみると、0～4歳と20歳代の女性が特に少ない状況にあります。

図表 年齢3区分別人口の推移と推計



資料：富山県人口移動調査（各年10月1日現在）、令和2年は国勢調査
 令和7・12年は国立社会保障・人口問題研究所による推計
 ※各年の人口総数は年齢不詳を含む

図表 朝日町の人口構成



資料：富山県人口移動調査（令和6年10月1日現在）

(2) 世帯の状況

世帯数は減少が続いていますが、核家族世帯の割合や単独世帯数は増加しています。母子世帯数・父子世帯数ともに横ばいが続いています。

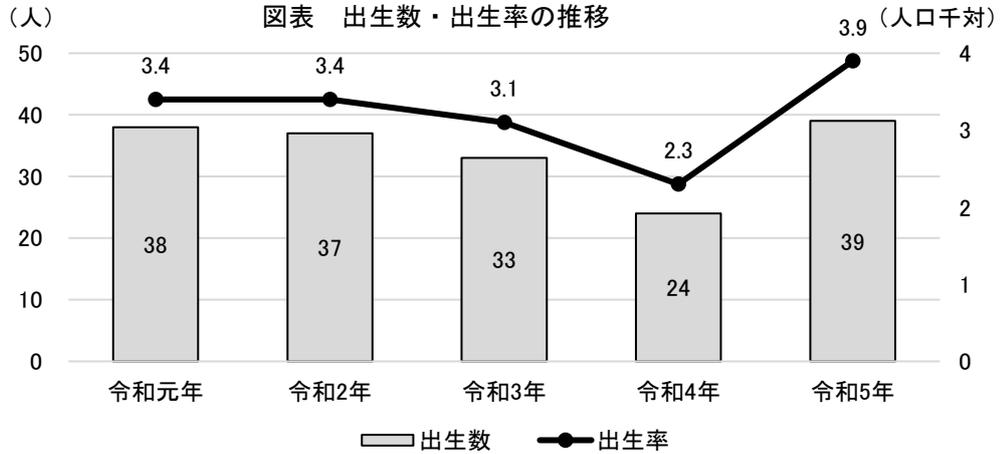
図表 世帯数の推移

	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
一般世帯数	4,711	4,502	4,340
親族世帯数	3,665	3,405	3,171
核家族世帯数	2,357	2,351	2,351
親族世帯に占める割合	64.3%	69.0%	74.1%
その他の親族世帯数	1,308	1,054	820
親族世帯に占める割合	35.7%	31.0%	25.9%
非親族世帯数	14	17	16
単独世帯数	1,032	1,080	1,153
(再掲) 母子世帯数	50	53	48
親族世帯に占める割合	1.4%	1.6%	1.5%
18歳未満親族がいる母子世帯	47	48	41
親族世帯に占める割合	1.3%	1.4%	1.3%
(再掲) 父子世帯数	5	5	5
親族世帯に占める割合	0.1%	0.1%	0.2%
18歳未満親族がいる父子世帯	5	5	3
親族世帯に占める割合	0.1%	0.1%	0.1%

資料：国勢調査

(3) 出生数・出生率

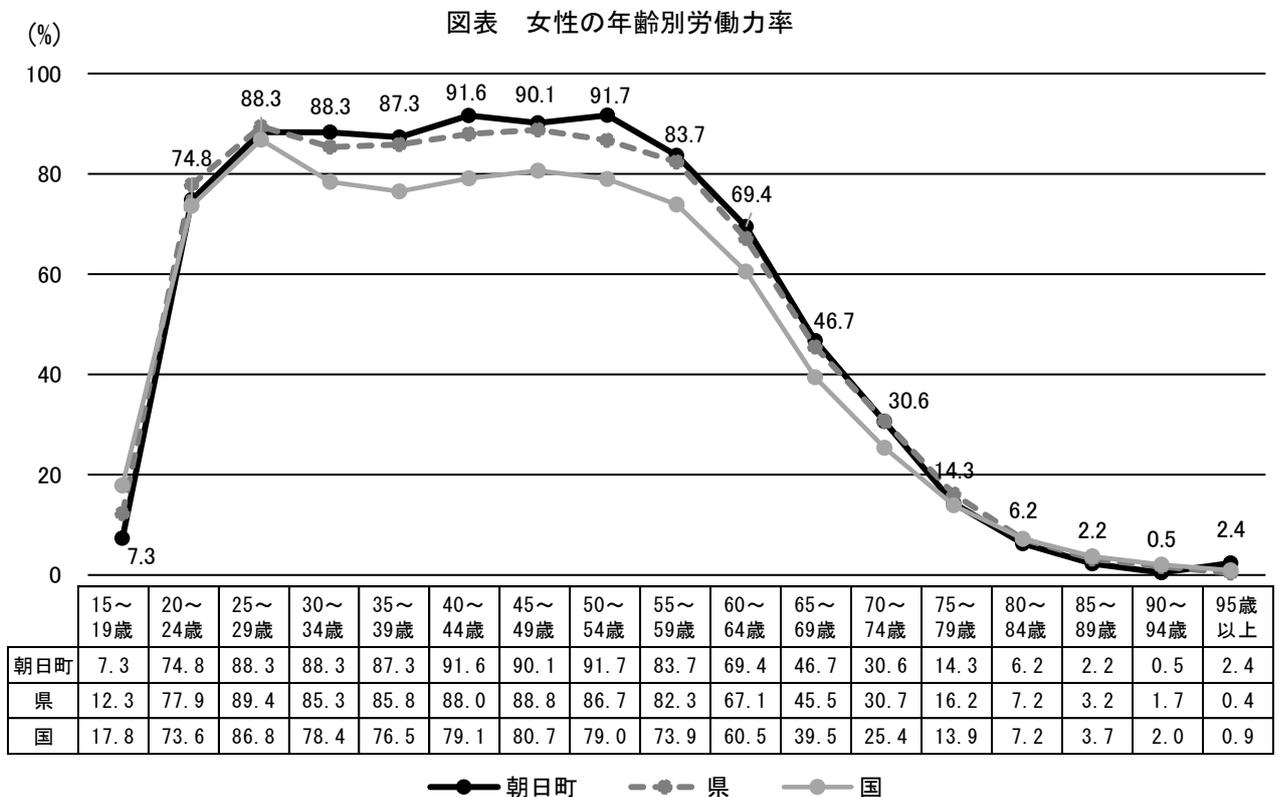
出生数・出生率ともに減少傾向にあります。令和5年には回復し、出生数は39人となっています。



資料：富山県人口動態総覧

(4) 女性の年齢別労働力率

令和2年の女性の年齢別労働力率をみると、30～60歳代で国と県より高くなっています。また、25～54歳では9割前後と高くなっています。

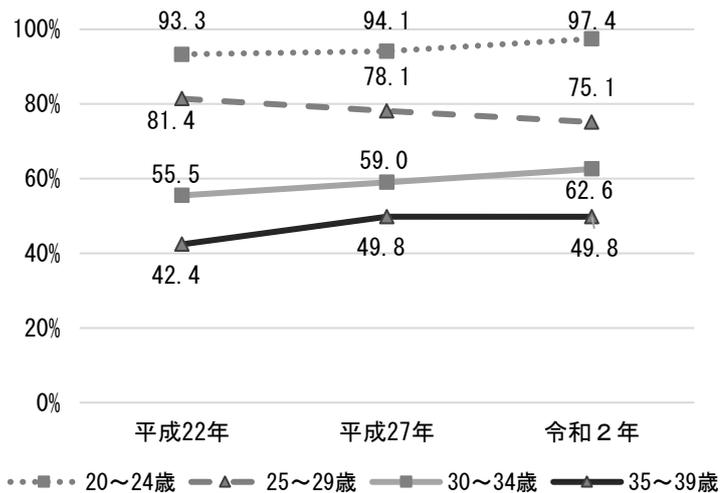


資料：国勢調査（令和2年）

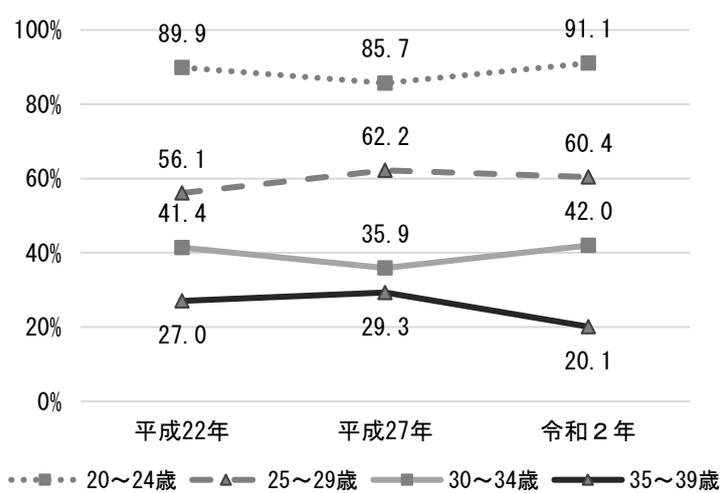
(5) 未婚率の推移

未婚率をみると、特に男性で上昇傾向にあり、令和2年の男性30歳代の未婚率は平成22年と比べて約7ポイント上昇しています。一方、女性の未婚率は35～39歳で下がっているものの、30～34歳で42.0%と高くなっています。

図表 男性の年齢別未婚率



図表 女性の年齢別未婚率



資料：国勢調査（令和2年）

2 教育・保育の環境の状況

(1) 保育所

保育所は、町立の3保育所（ひまわり保育園・さくら保育園・いちご保育園）があり、定員は340人、実保育人数は182人となっています。

全体の保育児童数は減少傾向となっています。

図表 保育所の状況（各年度3月1日現在）

■ひまわり保育園

(単位：人、%)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
定員		160	160	160	160	160
児童数	3歳以上	85	91	86	78	62
	1-2歳	51	34	33	31	22
	0歳	10	11	6	4	8
	計	146	136	125	113	92
稼働率		91.3%	85.0%	78.1%	70.6%	57.5%
保育士数		27	27	24	24	18

■さくら保育園

(単位：人、%)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
定員		60	60	60	60	60
児童数	3歳以上	37	38	41	34	31
	1-2歳	24	20	11	13	10
	0歳	2	2	2	2	4
	計	63	60	54	49	45
稼働率		105%	100%	90.0%	81.7%	75.0%
保育士数		16	15	16	14	10

■いちご保育園

(単位：人、%)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
定員		120	120	120	120	120
児童数	3歳以上	42	42	37	34	30
	1-2歳	21	19	20	14	10
	0歳	3	5	6	2	5
	計	66	66	63	50	45
稼働率		55.0%	55.0%	52.5%	41.7%	37.5%
保育士数		15	13	14	13	11

※令和6年度は予定数

(住民・子ども課)

(2) 延長保育

保育所の延長保育は、3か所の保育所（ひまわり保育園・さくら保育園・いちご保育園）で、早朝7時00分～8時30分までと、夕方16時30分から21時まで実施しています。

令和5年度は延べ10,575人が利用しています。

図表 延長保育（7：00～8：30、16：30～21：00）の状況

（単位：か所、延べ人数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
か所	3	3	3	3	3
利用者数	9,705	9,954	10,002	10,575	

（住民・子ども課）

(3) 障害児保育

障害児保育は、3か所（ひまわり保育園・いちご保育園・さくら保育園）で実施しており、令和3年度以降は3人の利用となっています。

図表 障害児保育の状況

（単位：か所、人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
か所	3	3	3	3	3
児童数	1	3	3	3	

（住民・子ども課）

(4) 一時預かり

一時預かりは、現在2か所（子育て支援センターひまわり・子育て支援センターいちご）で実施しています。令和5年度は延べ255人が利用しています。

図表 一時預かりの状況

（単位：か所、延べ人数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
か所	2	2	2	2	2
利用者数	144	249	134	255	

（住民・子ども課）

(5) 休日保育

ひまわり保育園を拠点保育所として7時00分～18時00分まで実施しています。

図表 休日保育の状況

(単位：か所、延べ人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
か所	1	1	1	1	1
利用者数	2	9	8	5	

(住民・子ども課)

(6) 病児・病後児保育

病児・病後児保育は、病児保育室スマイルで実施しています。令和5年度は延べ226人が利用しています。

図表 病児・病後児保育の状況

(単位：か所、延べ人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
か所	1	1	1	1	1
利用者数	49	168	115	226	

(住民・子ども課)

(7) 小学校の状況

当町には小学校がさみさと小学校とあさひ野小学校の2校設置されています。児童数は、さみさと小学校で270人前後で推移していますが、あさひ野小学校の児童数は年々減少し、令和6年度で83人となっています。

図表 小学校の児童数の状況

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
さみさと 小学校	1年	46	42	47	39	48
	2年	45	46	43	46	39
	3年	47	46	47	43	46
	4年	35	47	46	47	44
	5年	56	35	47	47	47
	6年	51	56	36	48	47
計		280	272	266	270	271
あさひ野 小学校	1年	19	14	15	10	11
	2年	13	19	14	15	10
	3年	21	13	19	14	15
	4年	15	21	13	19	14
	5年	25	15	22	13	19
	6年	21	25	15	21	14
計		114	107	98	92	83

(教育委員会事務局)

(8) 中学校の状況

当町には中学校が1校(朝日中学校)設置されています。生徒数は、令和6年度で204人となっています。

図表 中学校の生徒数の状況

(単位：人)

朝日中学校	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1年	67	71	81	51	72
2年	73	67	71	80	51
3年	77	72	68	69	81
計	217	210	220	200	204

(教育委員会事務局)

3 子育て支援事業の状況

(1) 子育て支援事業

①放課後児童健全育成事業

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）は令和5年度まで、あさひ野小学校のあさひ野っ子放課後児童クラブにおいてのみ実施していましたが、令和6年6月からさみさと小学校のさみっ子放課後児童クラブが開設されました。令和6年度の利用登録者数は、さみっ子放課後児童クラブで75人、あさひ野っ子放課後児童クラブで53人となっています。

図表 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の状況

■さみっ子放課後児童クラブ

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1年					27
2年					17
3年					16
4年					10
5年					2
6年					3
計					75

■あさひ野っ子放課後児童クラブ

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1年	16	12	14	7	9
2年	12	16	11	13	5
3年	19	9	16	12	13
4年	12	17	5	14	9
5年	16	7	13	3	13
6年	8	8	5	8	4
計	83	69	64	57	53

※さみっ子放課後児童クラブは令和6年6月1日開設。数値は令和6年6月1日現在

※あさひ野っ子放課後児童クラブの数値は各年度4月1日現在

※令和2年度からコロナ禍のため、利用に制限あり（年度によって制限の内容は異なる）

（住民・子ども課）

図表 放課後児童健全育成事業（放課後子ども教室）の状況

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用登録者数	42	42	30		

※令和5年度から放課後児童クラブと統合

（住民・子ども課）

②児童館

児童館は1館が整備されており、令和5年度は年間で5,322人の利用がありました。

図表 児童館の状況

（単位：か所、人、人／か所）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
か所	1	1	1	1	1
利用人数	3,574	3,652	3,388	5,322	
小学生	3,574	3,652	3,388	5,315	
就学前児童	0	0	0	0	
中学生・高校生	0	0	0	3	
保護者	0	0	0	4	
1日平均	13.6	12.6	14.4	18.0	

※令和2年度からコロナ禍のため、利用を制限（年度によって制限内容は違う）

（住民・子ども課）

③子どもの居場所づくり事業

子どもの居場所づくり事業は、カルチャーセンターみやざき（宮崎地区）、五箇庄コミュニティセンター彩の里（五箇庄地区）で行っています。利用者数は、令和5年度で2,800人となっています。

図表 子どもの居場所づくり事業の状況

（単位：か所、人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
か所	2	2	2	2	2
利用者数	1,399	1,611	1,964	2,800	

（住民・子ども課）

④地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、子育て支援センターひまわりと子育て支援センターいちごの2か所で実施されています。令和5年度で利用者数は0歳から2歳の低年齢児を中心に年間で1,130人の利用があります。

図表 地域子育て支援拠点事業の状況

（単位：延べ人数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	1,361	1,974	401	1,130	

（住民・子ども課）

⑤ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センター事業は、子育てたすけ愛の会により、会員同士の相互援助により実施されています。令和5年度の利用はありませんでしたが、会員の研修会等を実施しています。

図表 ファミリー・サポート・センター事業の状況

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用会員	4	4	4	4	
協力会員	13	13	13	11	
両方会員	3	7	6	6	
実人数	20	24	23	21	
利用者数（延べ人数）	0	0	0	0	

（住民・子ども課）

(2) 保健事業等

①母子健康手帳交付

妊娠の届出をされた方に対して母子健康手帳を交付しています。令和5年度の交付者数は29人となっています。

図表 母子健康手帳交付の状況

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
交付者数	39	34	41	29	

(保健センター)

②妊婦一般健康診査

妊娠中は、母体と赤ちゃんの健康管理のため、定期的に健康診査を受ける必要があります。この健康診査のうち、14回分を公費負担しています。令和5年度の妊婦一般健康診査の受診者数(延べ人数)は424人となっています。

図表 妊婦一般健康診査の状況

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受診者数	実数	61	48	55	55	
	延べ人数	512	411	361	424	

(保健センター)

③妊婦訪問事業

初産婦や転入した妊婦、支援が必要な妊婦等に対して保健師による訪問指導を行っています。

図表 妊婦訪問事業の状況

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問人数	実数	9	7	8	7	
	延べ人数	9	7	8	7	

(保健センター)

④もうすぐパパママ教室

妊婦及びその夫に対し、沐浴体験や子育てについての講話を年に2回開催し、産後の具体的なイメージを持つことで不安を軽減できるよう支援しています。令和5年度は8組、17人が受講しています。

図表 もうすぐパパママ教室の状況

(単位：組、人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受講組数	9	8	7	8	
受講人数	13	17	16	17	

(保健センター)

⑤産婦健康診査

産後うつの予防や新生児への虐待予防等の観点から、すべての産婦を対象に産婦健康診査2回分に係る費用を公費負担しています。令和5年度の受診者数(延べ人数)は80人となっています。

図表 産婦健康診査の状況

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受診者数	実数	46	35	27	42	
	延べ人数	84	65	48	80	

(保健センター)

⑥産前・産後サポート事業(ママカフェ)

妊産婦等が抱える妊娠・出産・子育てに関する悩みについて、助産師や保健師が相談支援を行うことで、妊産婦の不安や孤立感の解消に努めています。令和5年度の参加者数は延べ103人となっています。

図表 産前・産後サポート事業の状況

(単位：延べ人数)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
参加者数	36	12	50	103	

(保健センター)

⑦産後ケア事業

出産後のお母さんの心や体、赤ちゃんのこと、育児等について、保健師や助産師等がお母さんの不安や心配に合わせて支援します。助産師による訪問や施設への通所・短期入所などの方法があります。令和5年度の利用はありませんでした。

図表 産後ケア事業の状況

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数		0	0	1	0	
内 訳	訪問型	0	0	0	0	
	通所型	0	0	0	0	
	短期入所型	0	0	1	0	

(保健センター)

⑧未熟児訪問指導

未熟児は機能が未熟で疾病にかかりやすく、心身の障害を残すことも多いため、助産師による訪問指導を行っています。令和5年度は、延べ25件の訪問を行っています。

図表 未熟児訪問指導の状況

(単位：件)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問件数	実数	24	18	13	18	
	延べ件数	38	22	18	25	

(保健センター)

⑨新生児訪問事業

新生児期は抵抗力が弱く、母親の子育て上の悩みも多いため、生後28日未満の新生児を対象に助産師による訪問指導を行っています。令和5年度は延べ45件（里帰り出産の町外住民を含む）の訪問を行っています。

図表 新生児訪問事業の状況

(単位：件)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問件数	実数	31	26	29	39	
	延べ件数	39	33	36	45	

(保健センター)

⑩乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後2～3か月の乳児すべてを対象に、保健師または助産師が訪問し、子育てに対する悩み等の相談に応じるほか、母親の育児不安の軽減に努めています。令和5年度では延べ44人を訪問しています。

図表 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の状況

（単位：人、％）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象者	38	37	28	44	
訪問実数	34	34	27	44	
実施率	89.5	91.9	96.4	100	
延べ人数	34	34	27	44	

（保健センター）

⑪養育支援訪問事業

母子保健事業の実施結果及び関係機関からの連絡によって把握した養育支援を必要とする家庭に対し、保健師または助産師による訪問指導を行っています。令和5年度では延べ18件訪問しています。

図表 養育支援訪問事業の状況

（単位：延べ件数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問件数	21	18	11	18	

（保健センター）

⑫乳幼児健康診査・幼児歯科健康診査

乳幼児健康診査は4か月児健康診査から3歳児健康診査まで、乳幼児の発達段階に応じて健康診査を実施しています。各年齢の受診率はほぼ100%に近い、高い受診率となっています。

幼児歯科健康診査は幼児健康診査とあわせ、1歳6か月児から3歳6か月児を対象とし、半年毎に計5回実施し、希望者へのフッ化物塗布を行っています。

図表 乳幼児健康診査の状況

(単位：人、%)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
4か月児 健康診査	対象者	36	36	33	39	
	受診数	36	36	33	39	
	受診率	100.0	100.0	100.0	100.0	
10~11か月児 健康診査	対象者	25	40	31	29	
	受診数	25	35	30	29	
	受診率	100.0	87.5	96.8	100.0	
1歳6か月児 健康診査	対象者	47	36	40	32	
	受診数	47	36	39	31	
	受診率	100.0	100.0	97.5	96.9	
3歳児 健康診査	対象者	60	54	44	35	
	受診数	60	53	44	35	
	受診率	100.0	98.1	100.0	100.0	

(保健センター)

図表 幼児歯科健康診査の状況

(単位：人、%)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1回目 歯科健康診査 (1歳6か月児健康診査)	対象者	46	36	39	29	
	受診数	44	35	39	29	
	受診率	95.7	97.2	100.0	100.0	
2回目 歯科健康診査	対象者	50	40	42	35	
	受診数	47	39	38	34	
	受診率	94.0	97.5	90.5	97.1	
3回目 歯科健康診査	対象者	54	43	32	36	
	受診数	49	41	29	34	
	受診率	90.7	95.3	90.6	94.4	
4回目 歯科健康診査	対象者	47	46	35	35	
	受診数	47	37	33	31	
	受診率	100.0	80.4	94.3	88.6	
5回目 歯科健康診査 (3歳児健康診査)	対象者	52	50	40	33	
	受診数	51	48	39	33	
	受診率	98.1	96.0	97.5	100.0	

(保健センター)

⑬離乳食相談会

生後6か月以降の乳児とその保護者に対して離乳食教室を年に6回(隔月)開催しています。個別で離乳食指導を行い、月齢に応じて適切に離乳を進められるように支援しています。令和5年度は26組、52人が受講しています。

※令和6年度以降「もぐもぐごっくん教室」を中止し、「離乳食相談会」として開催

図表 もぐもぐごっくん教室の状況

(単位：組、人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
参加組数	3	9	24	26	
参加人数	6	18	48	52	

(保健センター)

⑭不妊治療費助成事業

当町に1年以上居住し、体外受精または顕微授精以外に妊娠が望めない夫婦に対し、妻の年齢が43歳未満の方は1回の治療費*のうち県や国等の助成金や高額療養費等を控除した費用の全額を助成、43歳以上の方は1回の治療に要した保険適用外医療費のうち15万円まで、1年度当たり3回を限度に治療費の助成を行っています。令和5年度の申請延べ件数は15件となっています。

*令和4年4月から、人工授精等の「一般不妊治療」、体外受精・顕微授精等の「生殖補助医療」について、保険適用されています。

図表 不妊治療費助成事業の状況

(単位：件)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
申請件数	実数	5	7	4	6	
	延数	9	16	7	15	

(保健センター)

⑮男性不妊治療費助成事業

当町に1年以上居住し、不妊治療において夫が精子を回収する治療を受けている夫婦で、指定医療機関または指定医療機関から紹介等を受けた医療機関において治療を受けている方を対象に、自己負担額から県の助成や高額療養費等を控除した額の全額を助成しています。令和5年度の申請件数は1人となっています。

図表 男性不妊治療費助成事業の状況

(単位：件)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
申請件数(実数)		0	0	0	1	

(保健センター)

⑯不育症治療費助成事業

当町に1年以上居住し、産婦人科医や生殖医療専門医による不育症の検査・治療を受けた方に対し、検査及び治療に要した費用の全額を助成しています。令和5年度の申請はありませんでした。

図表 不育症治療費助成事業の状況

(単位：件)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
申請件数(実数)		1	1	0	0	

(保健センター)

⑰定期予防接種

予防接種法に基づくもので、Hib、小児用肺炎球菌、B型肝炎、DPT-IPV（四種混合）、DPT-IPV-Hib（五種混合）、BCG、MR（麻しん・風しん混合）、日本脳炎、水痘（みずぼうそう）、DT（二種混合）、HPV（ヒトパピローマウイルス）、ロタウイルスがあり、決められた期間に公費で接種を受けることができます。

⑱任意予防接種

おたふくかぜ、A型肝炎、インフルエンザ、新型コロナウイルスがあり、希望者が費用を自己負担して接種を受けます。

当町では、小学1年生から高校3年生に対して、小児インフルエンザ予防接種費用の一部助成を行っています。

⑲風しんワクチン予防接種助成事業

先天性風しん症候群の発生を予防するために、風しん予防接種費用の一部を助成し、妊婦の風しん感染を予防しています。対象は、妊娠を予定・希望している女性とその配偶者、妊娠している女性の配偶者です。

図表 風しんワクチン予防接種助成事業の状況

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
申請者数	4	2	4	2	
被接種者数	4	1	4	2	

(保健センター)

⑳母子保健推進員活動

町から委嘱された母子保健推進員が家庭訪問や幼児健康診査の協力等を通し、子どもが健やかに生まれ育つことができるように、地域と行政のパイプ役として活動しています。

※令和6年度以降家庭訪問中止

図表 母子保健推進員活動の状況

(単位：人、回)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
家庭訪問	2か月児	29	35	20	47	
	9か月児	23	41	26	27	
	計	52	76	46	70	
事業協力	回数	5	5	7	7	

(保健センター)

㉑障害児を持つ母親の集い（たんぼぼの集い）

障害児を持つ親は精神的負担が大きく、サポートが必要であるため、定例会や研修会等を行うことで、児童の健全な発達を促し、家族の悩みや不安の軽減に努めています。令和5年度は12回開催しています。

図表 障害児を持つ母親の集い（たんぼぼの集い）の状況

(単位：回、延べ人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
開催回数		2	5	12	12	
参加者数	親	7	15	30	42	
	子	0	0	0	0	

(保健センター)

㉒児童虐待相談

当町においても、わずかながら虐待に関する相談がみられます。

図表 児童虐待相談件数

(単位：件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
朝日町	2	5	4	5	
富山県	1,035	894	864		
全国	205,044	207,660	214,843		

※令和5年度の富山県・全国の値は未発出

(県児童相談所)

㉓相談指導件数

少子化・核家族化に伴い、子育てに対する不安や悩みを抱える家庭に対応するため、子育て専用電話を設置するなど、子育て相談に随時対応できる体制を整えています。育児に関する相談件数は令和5年度では26件となっています。

図表 相談指導件数（テレホン育児相談・来所育児相談）

（単位：件）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件数	105	80	56	26	

（保健センター）

㉔児童扶養手当・特別児童扶養手当

令和5年度の母子・父子家庭に対する児童扶養手当の給付件数は51件、障害児に対する特別児童扶養手当は15件となっています。

図表 児童扶養手当の状況

（単位：件）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件数	75	72	61	51	

（住民・子ども課）

図表 特別児童扶養手当の状況

（単位：件）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件数	12	14	14	15	

（住民・子ども課）

4 子ども・子育てニーズ調査結果の概要

(1) 調査の概要

子ども・子育て支援事業計画で確保を図るべき教育・保育・子育て支援の「これから必要な量」を算出し、また、町民の皆様の教育・保育・子育てに関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握する目的として実施しました。

図表 配布

調査の種類	調査対象	実施方法	調査期間
小学校 就学前児童 アンケート	町内の就学前児童 (0～5歳)の 保護者	就学前児童のいる195人 郵送による配布・回収 保育施設等を通じた配布・回収	令和5年10月
小学生 アンケート	町内の就学児童 (小学1～6年生)の 保護者	就学児童のいる266人 小学校を通じた配布 郵送による回収	

図表 回収

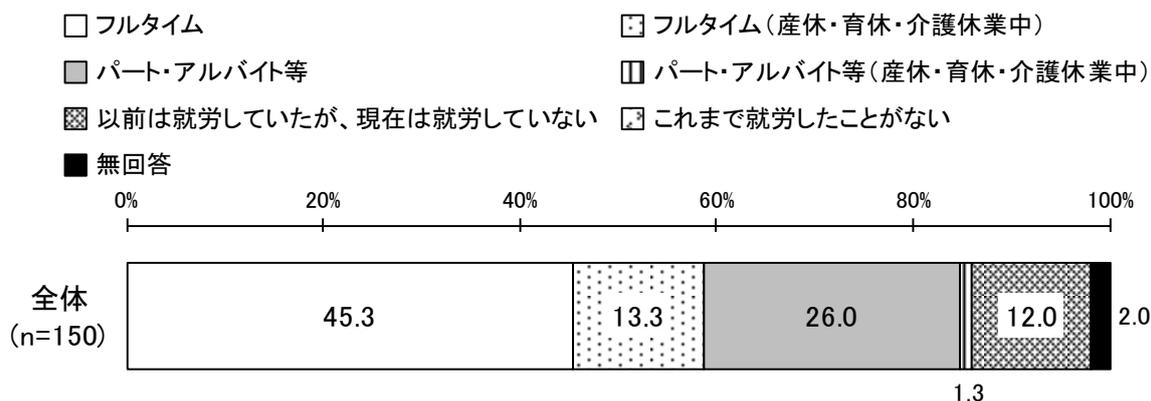
調査の種類	配布数	有効回収数
就学前児童 アンケート	195人	150人 (回収率 76.9%)
就学児童 アンケート	266人	161人 (回収率 60.5%)

(2) 調査結果の概要 (就学前児童)

①母親の就労状況について

「フルタイム」の割合が45.3%で最も高く、次いで「パート・アルバイト等」(26.0%)、「フルタイム(産休・育休・介護休業中)」(13.3%)の順となっています。

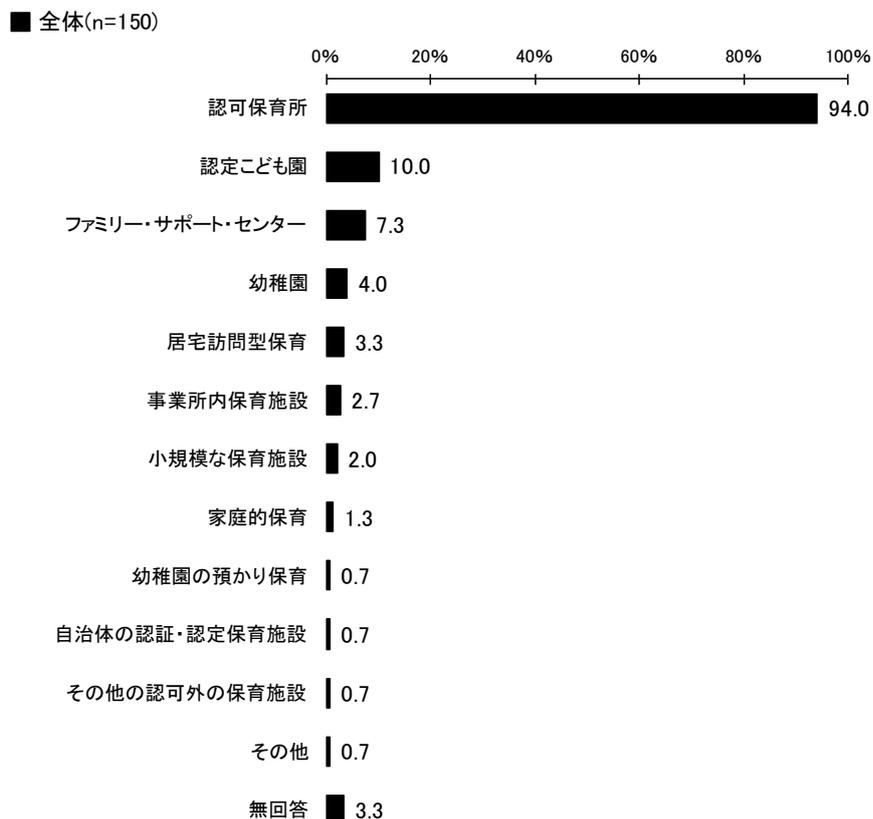
図表 母親の就労状況について



②今後定期的に利用したいと考える教育・保育事業について

「認可保育所」の割合が94.0%で最も高く、次いで「認定こども園」(10.0%)、「ファミリー・サポート・センター」(7.3%)、「幼稚園」(4.0%)の順となっています。

図表 定期的に利用したいと考える教育・保育事業について

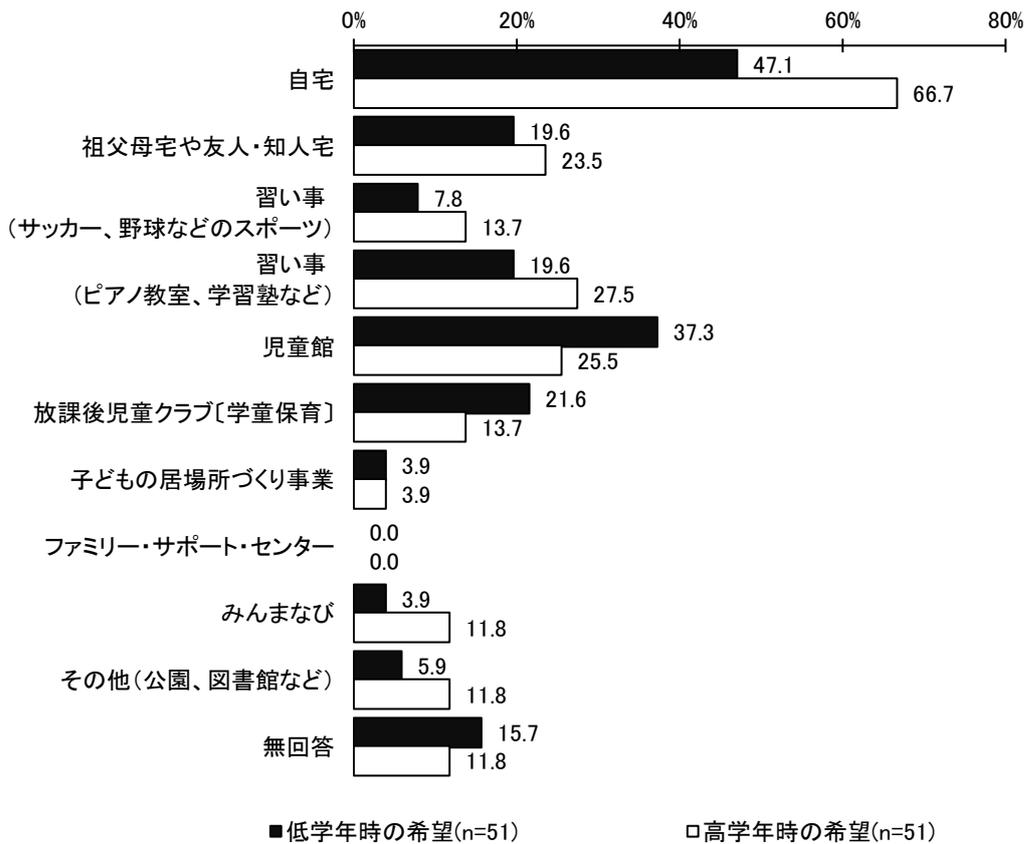


③放課後過ごさせたい場所について

5歳児の就学前児童で、小学校低学年のうちは、「自宅」の割合が47.1%で最も高く、次いで「児童館」(37.3%)、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」(2.6%)の順となっています。

高学年では、「自宅」(66.7%)、「習い事(ピアノ教室、学習塾など)」(27.5%)、「児童館」(25.5%)の順となっており、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」は13.7%となっています。

図表 放課後過ごさせたい場所について（複数回答）



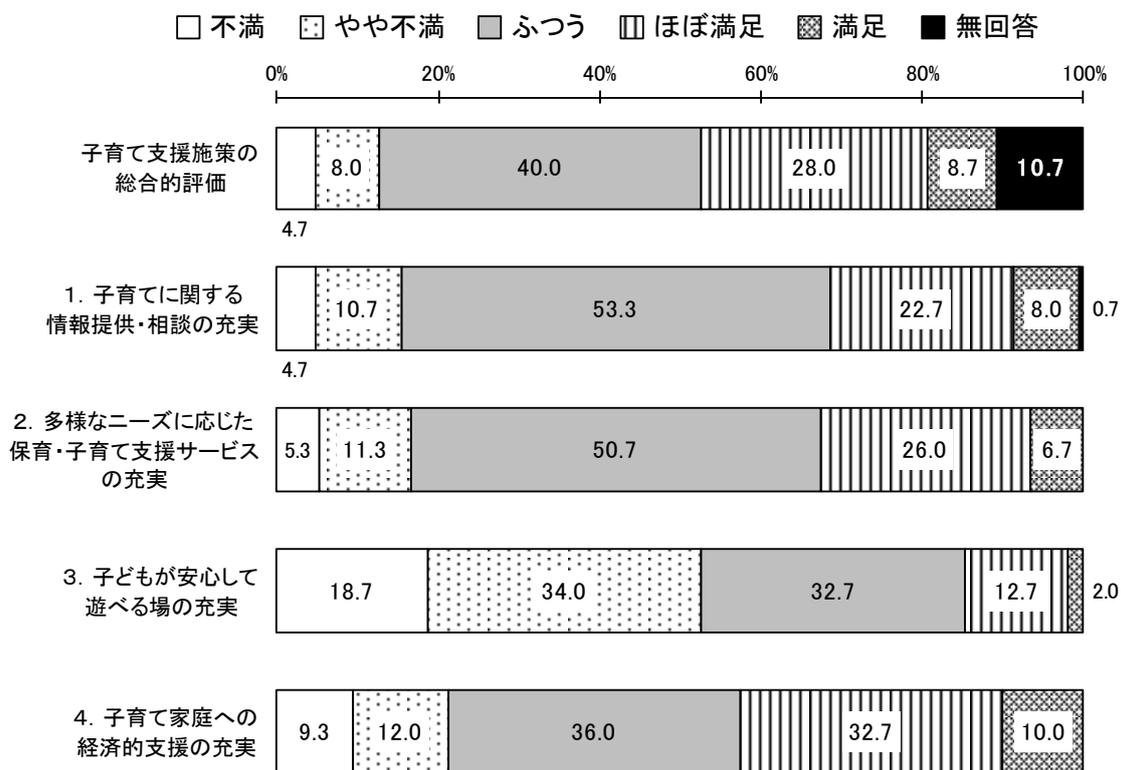
④子育ての環境や支援への満足度について

総合的評価では“満足（ほぼ満足＋満足）”が36.7%、“不満（不満＋やや不満）”が12.7%となっています。

個別にみると、「4. 子育て家庭への経済的支援の充実」で“満足（ほぼ満足＋満足）”の割合が42.7%と高いのに対し、「3. 子どもが安心して遊べる場の充実」で“不満（不満＋やや不満）”の割合が52.7%と高くなっています。

図表 子育ての環境や支援への満足度について

全体(n=150)

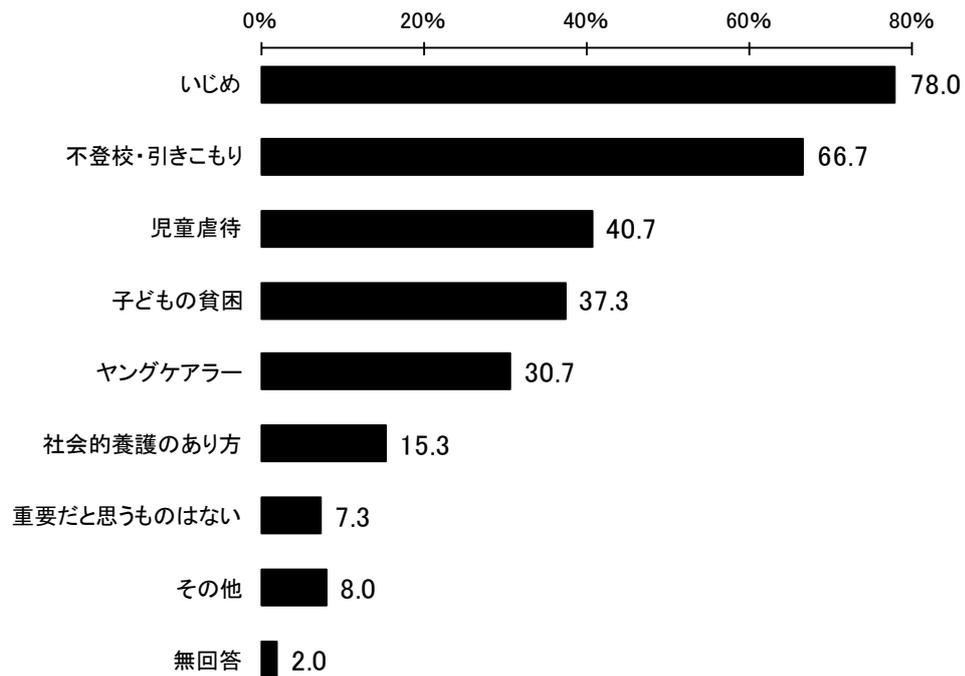


⑤町の子ども・子育てに関する重要だと思う取組みについて

朝日町の子ども・子育てに関する取組みとして重要だと思う事項については、「いじめ」の割合が78.0%で最も高く、次いで「不登校・引きこもり」(66.7%)、「児童虐待」(40.7%)などの順となっています。

図表 町の子ども・子育てに関する重要だと思う取組みについて（複数回答）

■ 全体(n=150)

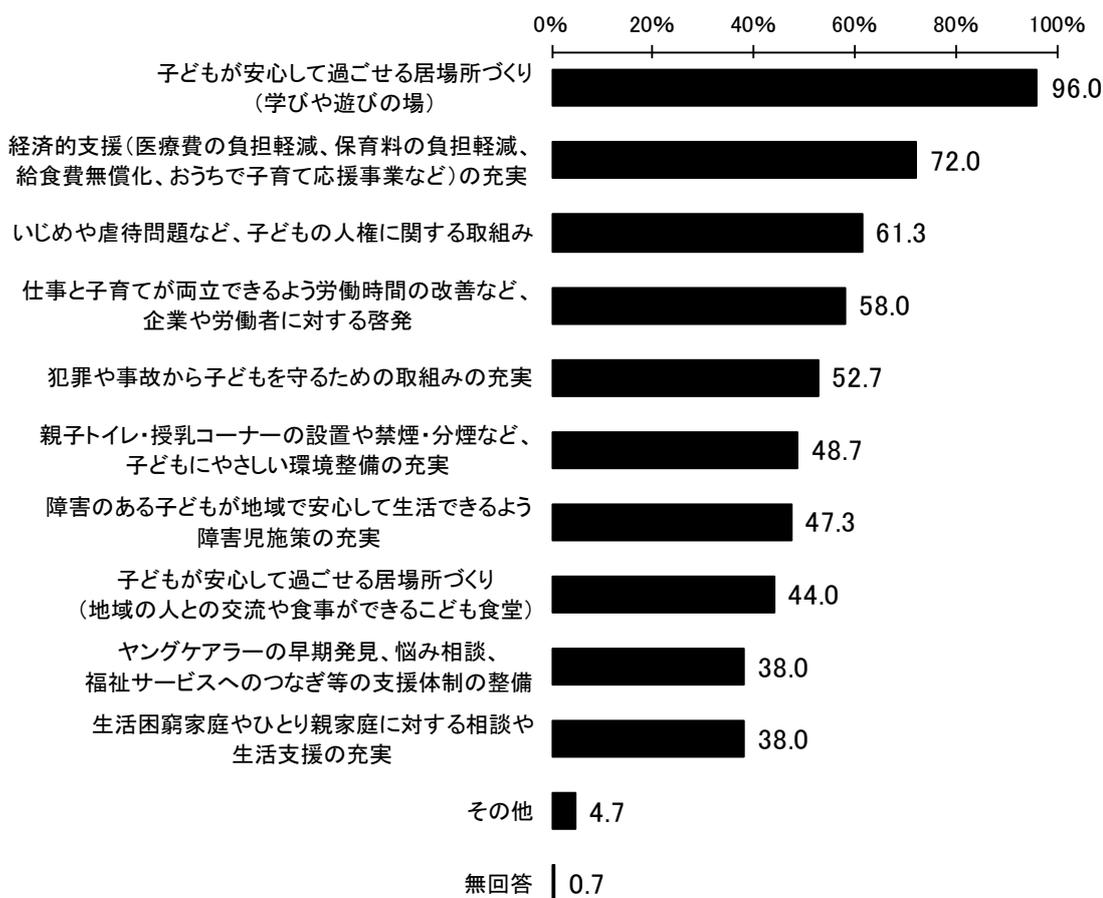


⑥町の子育て支援施策に重要だと思う支援やサービス

朝日町の子育て支援施策における支援やサービスの重要性については、全体では「子どもが安心して過ごせる居場所づくり（学びや遊びの場）」の割合が96.0%で最も高く、次いで「経済的支援（医療費の負担軽減、保育料の負担軽減、給食費無償化、おうちで子育て応援事業など）の充実」（72.0%）、「いじめや虐待問題など、子どもの人権に関する取組み」（61.3%）などの順となっています。

図表 町の子育て支援施策に重要だと思う支援やサービス（複数回答）

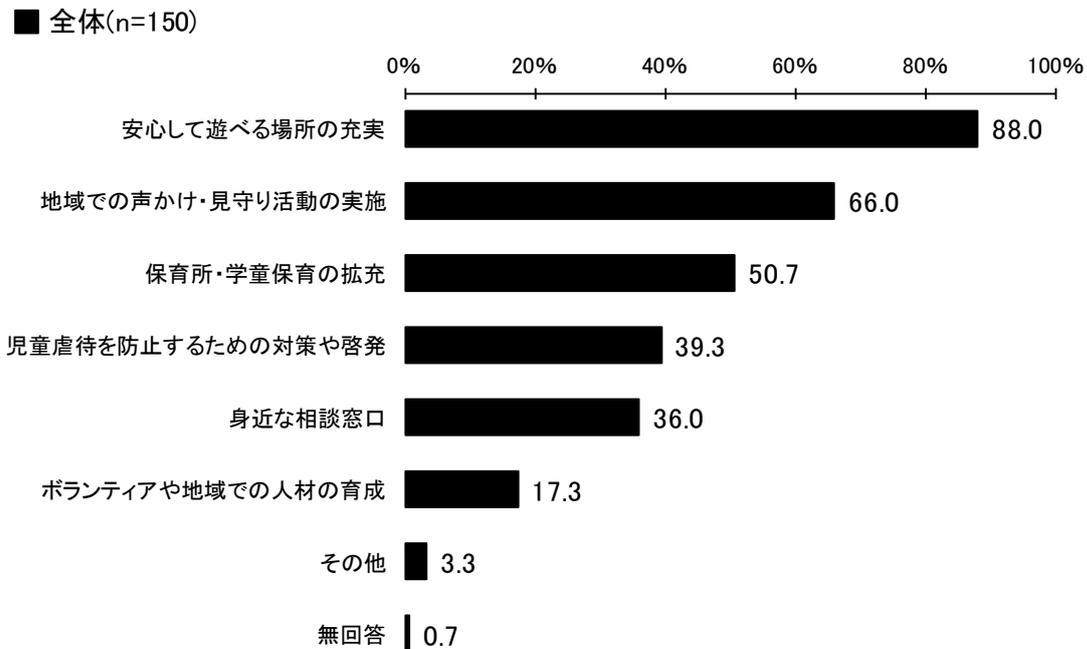
■ 全体(n=150)



⑦子どもが健やかに育つために必要なこと

地域の取組みで子どもが健やかに育つために必要なことについては、全体では「安心して遊べる場所の充実」の割合が88.0%で最も高く、次いで「地域での声かけ・見守り活動の実施」(66.0%)、「保育所・学童保育の拡充」(50.7%)などの順となっています。

図表 子どもが健やかに育つために必要なこと（複数回答）



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

子どもを生き育てやすい環境づくりを進めるため、保育所などの子育て施設や行政だけでなく、地域の団体や事業所等のネットワークの構築が必要です。

様々な人や機関等がつながって、一人ひとりの子どもを育てつつ、子育て世帯への支援を継続するという観点から、次のような基本理念を示します。

みんなで育てるあさひっ子
～豊かな心をはぐくむまちづくり～

2 基本目標

基本理念の実現に向け、次の基本目標を掲げます。

1 地域のみんで子育てを支えるまちづくり

地域子育て支援拠点事業や放課後児童クラブ、病児・病後児保育などの「地域子ども・子育て支援事業」のさらなる充実を図るため、保育所等の施設や町行政だけでなく、各種町民団体や組織、一般町民の参加を促しながら、子育てネットワークの強化を目指します。

2 子どもの育ちと子育て家庭を支える安全安心のまちづくり

少子化を抑制するため、町民の妊娠・出産・子育てを促進・支援する社会環境づくりに努めます。

出産や育児を支えるため、医療・保健・福祉・教育等の連携した取組など多方面からの事業を推進していきます。また、障害児や経済的に困窮する家庭への支援、子どもの貧困対策を行うなど、自立を支える施策を推進していきます。

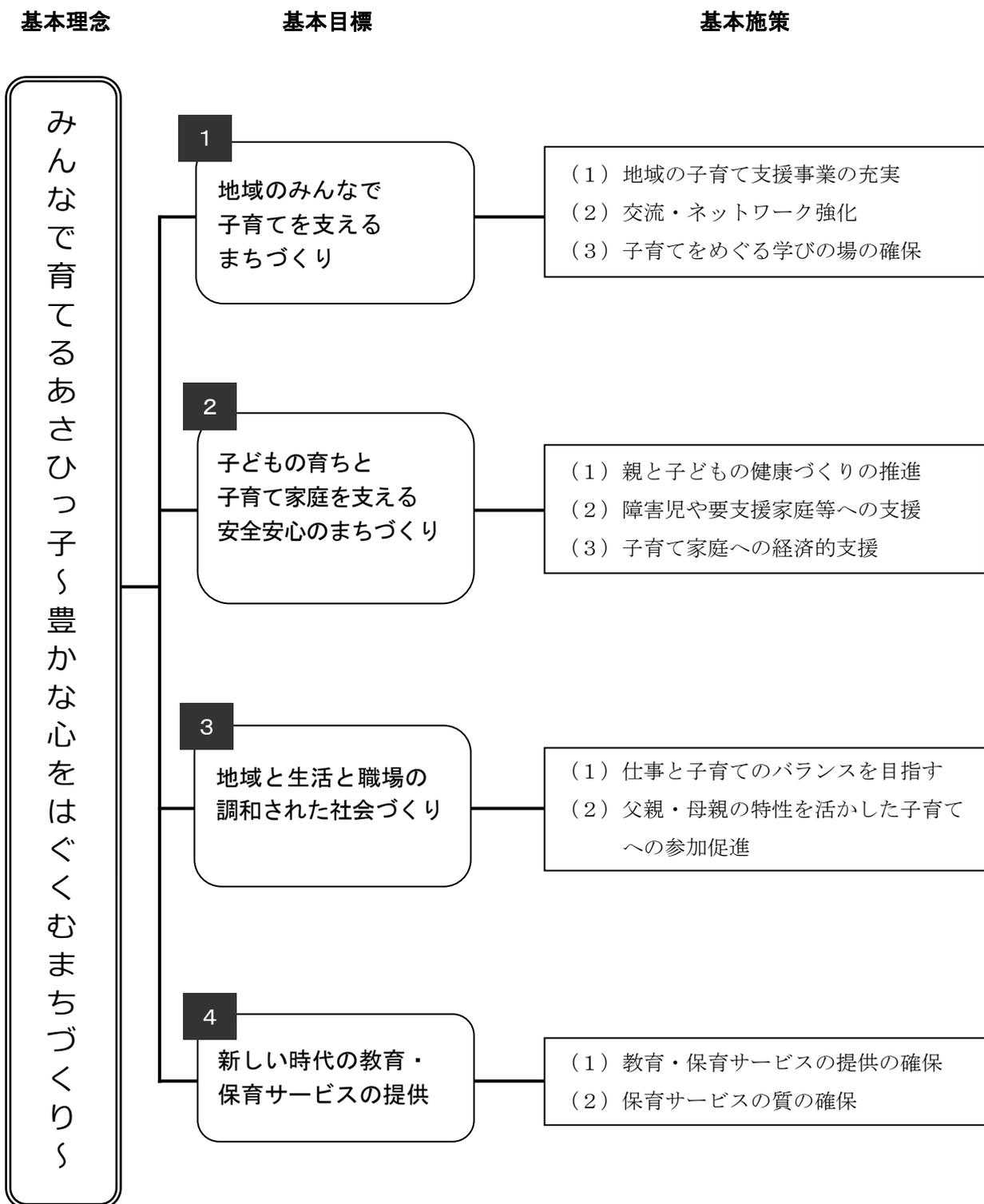
3 地域と生活と職場の調和された社会づくり

子育て中の労働者が男女を問わず、子育てに向き合えるよう、職場全体の長時間労働の是正、本人の希望に応じた育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくり、職場復帰の支援等、引き続きワーク・ライフ・バランスが図られるような雇用環境の整備に努めます。

4 新しい時代の教育・保育サービスの提供

認定こども園への移行の検討や地域型保育給付の設置誘導など、町民の利用希望に応じた多様な教育・保育サービスの提供に努めます。また、保育サービスの質の確保に努めます。

3 体系図



4 教育・保育サービスの提供区域

(1) 区域設定の考え方

市町村は、「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を設定することとなっています。

(2) 区域の設定

上記の考え方と第1期計画を踏まえて、教育・保育の提供区域の設定にあたり、当町では全町を1区域として設定します。

第4章 子ども・子育て支援事業 量の見込みと提供体制

1 子ども・子育て支援事業の事業量の算出方法

(1) 事業量の算出方法

子育て家庭の教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業に対するニーズ調査の結果を踏まえつつ、子ども人口の推計値や第2期計画期間中の事業の利用実績値を踏まえ、量の見込みを算出します。

量の見込みの基本的な考え方

子ども・子育て支援法第61条（市町村子ども・子育て支援事業計画）

◆市町村子ども・子育て支援事業計画において定める事項（量の見込み関係）

- ①教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- ②地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(2) 量の見込みを算出する事業について

国から提示される基本指針等に沿って、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めるとされています。

子ども・子育て支援法では、利用のための認定及び保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなります（同法第19条）。その際の認定の区分についてまとめると下記の通りとなります。

■認定区分

認定区分		対象事業
1号	満3歳以上で、家庭での保育が可能な就学前の子ども	幼稚園・認定こども園
2号	満3歳以上で、親の就労等により、家庭での保育ができない就学前の子ども	保育所（園）・認定こども園
3号	満3歳未満で、親の就労等により、家庭での保育ができない子ども	保育所（園）・認定こども園 地域型保育

■事業一覧

事業	対象事業
特定教育・保育施設	幼稚園・保育所（園）・認定こども園
特定地域型保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模保育（定員6～19人） ・家庭的保育（定員5人以下） ・居宅訪問型保育 ・事業所内保育所（事業所の従業員の子どもに加えて、地域の保育を必要とする子どもの保育を実施するものに限る）
確認を受けない幼稚園	私学助成の幼稚園（子ども子育て支援制度以前の制度の継続を希望する園）

※特定地域型保育事業、確認を受けない幼稚園は、朝日町では未実施です。

■量の見込みを算出する地域子ども・子育て支援事業一覧

地域子ども・子育て支援事業	対象児童年齢・対象者
利用者支援事業	0～5歳、1～6年生
地域子育て支援拠点事業	0～2歳
妊婦健康診査事業	—
乳児家庭全戸訪問事業	出生時等
養育支援訪問事業	—
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 （その他要保護児童等の支援に資する事業）	—
子育て短期支援事業	1～18歳
ファミリー・サポート・センター事業	1～6年生
一時預かり ・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり ・その他	3～5歳 0～5歳
延長保育事業	0～5歳
病児・病後児保育事業	0～5歳、1～3年生
放課後児童健全育成事業	1～6年生
実費徴収に係る補足給付を行う事業	—
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	—
子育て世帯訪問支援事業	18歳未満の児童及びその家庭
児童育成支援拠点事業	18歳未満
親子関係形成支援事業	18歳未満の子どもを養育する家庭
妊婦等包括相談支援事業	妊産婦及びその配偶者等
乳児等通園支援事業	0歳6か月から満3歳未満
産後ケア事業	出産後1年以内の母子

2 教育・保育事業の量の見込みと提供体制

(1) 幼児期の教育・保育

目標年の令和11年度の教育・保育の量の見込みはあわせて132人とみられます。

教育・保育施設を希望する家庭に対し、町内の公立保育所による保育サービスを提供しますが、幼稚園など町外施設の利用について、町外施設との連携により必要量の確保を図ります。

図表 教育・保育の見込み量及び確保方策

(単位：人)

		令和7年度						令和8年度							
		1号		2号		3号		1号		2号		3号			
		3-5歳		3-5歳		0歳	1歳	2歳	3-5歳		3-5歳		0歳	1歳	2歳
		幼稚園	教育 ニーズ	保育 ニーズ	保育所			幼稚園	教育 ニーズ	保育 ニーズ	保育所				
①量の見込み (必要利用定員総数)		0	0	106	10	24	23	0	0	95	15	13	32		
②確保の内容	幼稚園(町外へ)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	保育所	0	0	106	10	24	23	0	0	95	15	13	32		
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
②-①		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

令和9年度						令和10年度						令和11年度								
1号		2号		3号		1号		2号		3号		1号		2号		3号				
3-5歳		3-5歳		0歳	1歳	2歳	3-5歳		3-5歳		0歳	1歳	2歳	3-5歳		3-5歳		0歳	1歳	2歳
幼稚園	教育 ニーズ	保育 ニーズ	保育所			幼稚園	教育 ニーズ	保育 ニーズ	保育所			幼稚園	教育 ニーズ	保育 ニーズ	保育所					
0	0	90	14	19	18	0	0	75	13	18	26	0	0	78	13	17	24			
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
0	0	90	14	19	18	0	0	75	13	18	26	0	0	78	13	17	24			
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			

3 地域子ども・子育て事業の量の見込みと提供体制

(1) 利用者支援事業

保健師等の専門職が、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や、育児に関する妊産婦等からの様々な相談に応じる事業です。朝日町では、こども家庭センターを設置しています。

こども家庭センターとは、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの機能を内包し、妊産婦・子育て世帯・子どもの一体的相談機関として設置されるものです。

図表 利用者支援事業の量の見込み及び確保方策

(単位：か所)

事業名	内容	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	
利用者 支援事業	①量の見込み	1	1	1	1	1	
	②確保の 内容	基本型	0	0	0	0	0
		特定型	0	0	0	0	0
		こども家庭 センター型	1	1	1	1	1
	②-①	0	0	0	0	0	

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。朝日町では、子育て支援センターひまわりと子育て支援センターいちごの2か所で実施しており、育児サロン・育児講座・赤ちゃん広場・おしゃべりサロンを開催しています。

図表 地域子育て支援拠点事業の量の見込み及び確保方策

(単位：人)

事業名	内容	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
地域子育て 支援拠点事業 (人回/年)	①量の見込み	1,200	1,260	1,125	1,215	1,155
	②確保の内容	1,200	1,260	1,125	1,215	1,155
	②-①	0	0	0	0	0

(3) 妊婦健康診査事業

妊婦健診は、母体と胎児の健康を守り、安全・安心な妊娠出産ができるように、健康状態を把握し、適切な保健指導を実施する事業です。一般健康診査とともに、必要者には精密健康診査を行います。健康診査費用を14回分助成することにより、定期受診の維持を図ります。

図表 妊婦健康診査事業の量の見込み及び確保方策

(単位：人、回)

事業名	内容		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
妊婦健康 診査事業 (人、回/年)	①量の見込み	人数	29	27	26	25	25
		回数	406	378	364	350	350
	②確保の内容	人数	29	27	26	25	25
		回数	406	378	364	350	350
	②-①		0	0	0	0	0

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後2～3か月までの乳児のいる家庭を訪問し、親子の健康状態や育児に対する不安等を把握し適切な保健指導や子育て支援に関する情報を行う事業です。朝日町では、出生した全ての子どもと保護者に対して保健師や助産師による家庭訪問を実施しています。

図表 乳児家庭全戸訪問事業の量の見込み及び確保方策

(単位：人)

事業名	内容	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
乳児家庭全戸 訪問事業(人)	①量の見込み	29	27	26	25	25
	②確保の内容	29	27	26	25	25
	②-①	0	0	0	0	0

(5) 養育支援訪問事業

子育てに対して強い不安や孤立感を抱えるなど、育児に困難さを抱える家庭に保健師や助産師が訪問し、子育てに関する専門的で継続的な育児支援を提供し、育児が円滑に行われるように支援する事業です。朝日町では、必要に応じて実施しています。

図表 養育支援訪問事業の量の見込み及び確保方策

(単位：人)

事業名	内容	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
養育支援訪問事業 (人/年)	①量の見込み	14	13	12	12	11
	②確保の内容	14	13	12	12	11
	②-①	0	0	0	0	0

(6) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(その他要保護児童等の支援に資する事業)

要保護児童対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

朝日町では現在のところ実施しておりませんが、町の現状、町民のニーズを反映して検討していきます。

(7) 子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)

保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合や子育てに係る保護者の負担の軽減が必要な場合、経済的な理由により緊急一時的に親子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設等で一時的に子どもを預かる事業です。

子育て短期支援事業は、町内に施設がなく、利用者もありません。利用希望者については、町外施設の利用をあっせんし、ニーズに応えることとしますが、町としては、事業量は見込まないこととします。

(8) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

朝日町では、朝日町子育てたすけ愛の会で実施しており、乳幼児や小学生までが利用できますが、この計画では、就学児童のみを対象として量を見込んでいます。

図表 ファミリー・サポート・センター事業の量の見込み及び確保方策

(単位：人)

事業名	内容	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ファミリー・サポート・センター事業 (人/年)	①量の見込み	5	5	5	5	5
	②確保の内容	20	20	20	20	20
	②-①	15	15	15	15	15

(9) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

一時預かり事業の量の見込みのうち、1号の幼稚園在園児の見込みと2号認定こども園の見込みは、町内に施設がないため見込まないこととします。その他の一時預かりは、子育て支援センター等の利用を見込み、保護者の就労や冠婚葬祭等の用事、さらには子育て疲れのリフレッシュの利用を見込んでおり、子育て支援センターで対応します。

図表 一時預かり事業の量の見込み及び確保方策

(単位：人日)

事業名	内容	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
一時預かり事業 (保育所等) (人日/年)	①量の見込み	245	257	229	248	235
	②確保の内容	245	257	229	248	235
	②-①	0	0	0	0	0
ファミリー・サポート・センター事業 (就学前児童) (人日/年)	①量の見込み	0	0	0	0	0
	②確保の内容	0	0	0	0	0
	②-①	0	0	0	0	0

(10) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所（園）等において保育を実施する事業です。

朝日町では、3か所の保育所（ひまわり保育園・さくら保育園・いちご保育園）で、早朝7時00分～8時30分までと、夕方16時30分から21時まで保育所での延長保育を実施します。

図表 延長保育事業の量の見込み及び確保方策

(単位：人日)

事業名	内容	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
延長保育 (人／年)	①量の見込み	9,878	9,465	8,741	8,276	8,223
	②確保の内容	9,878	9,465	8,741	8,276	8,223
	②－①	0	0	0	0	0

(11) 病児保育事業

病児・病後児について、病院・保育所（園）等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

朝日町では、病児保育室スマイルで引き続き実施します。

図表 病児・病後児保育事業の量の見込み及び確保方策

(単位：人日)

事業名	内容	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
病児・病後児 保育事業 (人日／年)	①量の見込み	211	203	186	176	176
	②確保の内容	211	203	186	176	176
	②－①	0	0	0	0	0

(12) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等において適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

朝日町では、あさひ野小学校のあさひ野っ子放課後児童クラブとさみさと小学校のさみっ子放課後児童クラブで実施します。

図表 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の量の見込み及び確保方策

（単位：人）

事業名	内容		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
放課後児童 健全成事業 (人/年)	①量の 見込み	1年生	31	21	25	21	14
		2年生	30	26	18	21	18
		3年生	25	29	26	17	20
		4年生	20	17	20	17	11
		5年生	13	14	12	14	12
		6年生	8	7	7	6	7
		計	127	114	108	96	82
	②確保の内容		127	114	108	96	82
	②-①		0	0	0	0	0

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、保育所などに対し保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。令和7年度当初において実施予定はありませんが、今後のニーズ等を見極め、判断していくこととします。

(14) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。令和7年度当初において実施予定はありませんが、今後のニーズ等を見極め、判断していくこととします。

(15) 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

令和7年度当初において実施予定はありませんが、今後のニーズ等を見極め、判断していくこととします。

(16) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

令和7年度当初において実施予定はありませんが、今後のニーズ等を見極め、判断していくこととします。

(17) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う事業です。

令和7年度当初において実施予定はありませんが、今後のニーズ等を見極め、判断していくこととします。

(18) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

朝日町では、伴走型相談支援として妊娠届出時の面談から妊婦等に寄り添い、母子保健事業の説明と合わせて、妊婦等と一緒に出産・育児等の見通しを立てています。また、面談の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげています。

図表 妊婦等包括相談支援事業の量の見込み及び確保方策

(単位：回)

事業名	内容	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
妊婦等包括相談 支援事業（回）	①量の見込み	87	81	78	75	75
	②確保の内容	87	81	78	75	75
	②-①	0	0	0	0	0

(19) 乳児等通園支援事業

保育所等の施設で、子どものための教育・保育給付を受けていない乳児または満3歳未満の幼児に、適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児または幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

図表 乳児等通園支援事業の量の見込み及び確保方策

(単位：時間)

事業名	内容	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
乳児等通園支援 事業（時間）	①量の見込み	-	240	240	240	240
	②確保の内容	-	240	240	240	240
	②-①	-	0	0	0	0

(20) 産後ケア事業

出産後のお母さんやそのお子さんを対象に体や心のケア、授乳支援、育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう支援する事業です。

朝日町では、助産師による訪問や施設での通所・宿泊によるケアを行い、安心して子育てができるよう、きめ細かい支援を実施しています。

図表 産後ケア事業の量の見込み及び確保方策

(単位：人)

事業名	内容	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
産後ケア 事業（人）	①量の見込み					
	訪問（アウトリーチ型）	1	1	1	1	1
	通所（デイサービス型）	1	1	1	1	1
	宿泊型	1	1	1	1	1
	②確保の内容					
	施設（か所）	1	1	1	1	1
	在宅助産師（人）	2	2	2	2	2
②-①	-	-	-	-	-	

第5章 子ども・子育て支援事業 の具体的取組

基本目標 1 地域のみんで子育てを支えるまちづくり

基本施策（1）地域の子育て支援事業の充実

① 地域子育て支援事業の充実

【具体的事業】

事業名	事業内容	担当課
地域子育て支援センター事業	地域の子育て支援の中心施設として、子育てに対する相談等の支援を行うとともに、関係機関との連携を強化し、地域の子育てネットワークづくりを進めます。	住民・子ども課
利用者支援事業	こども家庭センターの機能の一つとして支援体制を構築していきます。	住民・子ども課
地域子育て支援拠点事業 (育児サロン・育児講座・赤ちゃん広場・おしゃべりサロン)	0～2歳児を中心として、親子及び家族がともに参加し、子育てに対する相談等の子育て支援を行います。 また、関係機関との連携を強化し、地域の子育てネットワークづくりの拠点として事業の充実を図ります。	住民・子ども課
こども家庭センター	子育て世帯を包括的に支援するため、住民・子ども課と保健センターが連携を強化し、すべての妊産婦、子育て家庭、子どもを対象として、誰一人取りこぼさず、切れ目のない相談・支援を行います。	住民・子ども課 保健センター

② 放課後児童の健全育成の充実

【具体的事業】

事業名	事業内容	担当課
児童館	児童の健全育成を図る拠点施設として、子どもに適切な遊びの場を提供します。	住民・子ども課
放課後児童クラブ (学童保育)	学校の空き教室等を利用して、放課後児童健全育成事業と放課後子ども教室等との連携により、学校の放課後における子どもの居場所と健全育成を図ります。	住民・子ども課
放課後子ども教室	放課後に学校の空き教室等において、地域の方々に講師として参加してもらい、様々な体験活動をしてきました。令和5年度からは放課後児童クラブと統合し活動しています。	住民・子ども課
子どもの居場所づくり事業	地域の力を活かした子育て支え合いを推進するため、自治振興会などが主体となり、放課後等において子どもに適切な遊びの場を提供し、子どもの居場所の確保に取り組めます。	住民・子ども課

③ 多様な保育サービスの提供

【具体的事業】

事業名	事業内容	担当課
一時預かり事業	一時預かりは保護者の就労、冠婚葬祭等の用事のほか、育児疲れのリフレッシュなどに利用ができます。	住民・子ども課
病児・病後児保育事業	病気療養中または病気の回復期にある児童を、保護者に代わって、保育及び看護ケアを行います。 スマートフォンによる利用登録やネット予約ができる、病児保育ネット予約サービスを導入し、利便性の向上を図ります。	住民・子ども課
時間外保育事業	多様な保育ニーズに対応するため、通常の開所時間を超えて保育を実施します。	住民・子ども課
休日保育事業	多様な保育ニーズに対応するため、日曜日及び祝日に保育所を開所し、保育を実施します。	住民・子ども課
乳幼児保育事業	産後休業や育児休業終了後の就労に対応するため、0歳児からの保育を実施します。	住民・子ども課
障害児保育事業	集団保育が可能な障害児の保育を実施します。	住民・子ども課

④ 子育て相談体制・情報提供の充実

【具体的事業】

事業名	事業内容	担当課
子育て相談事業	子育てに関する相談を、保健センター、子育て支援センター及び各保育所で随時実施します。	住民・子ども課 保健センター
子育て支援ガイドブックの作成	各種の子育て支援サービス等が地域住民に周知されるよう、ガイドブックの作成・配布等による情報提供を行います。	住民・子ども課
あさひDE子育てアプリ	紙の母子健康手帳と併用して、成長記録や予防接種スケジュール管理などに活用できるほか、妊娠・子育て情報をタイムリーに配信します。 また、アプリの機能を拡充し、利用者の利便性の向上を図ります。	住民・子ども課 保健センター
保育所ICT	保育園の登園降園をスマホアプリで管理するとともに、町からの情報を発信します。情報発信等活用の幅の拡充を図ります。	住民・子ども課
教育相談事業の充実	教育センターや教育支援センター「あすなろ」では、教育のこと、子育てやお子さんのことで気になっていることなど随時相談を受け付けています。	教育委員会事務局
にこにこ相談会	お子さんの発達や生活・行動・学習・進路などに関わる相談会を定期的に行います。	教育委員会事務局
親学び講座	親が自分の役割や子どもとの関わり方を学ぶ学習機会を提供します。各小学校で学校や連携リーダーが主となって親学び講座を開催します。	教育委員会事務局

基本施策（2）交流・ネットワーク強化

① 地域のネットワークづくり

【具体的事業】

事業名	事業内容	担当課
子どもサポートネットワーク連絡会	子どもを取り巻く関係者（小・中学校教諭、保健師、助産師、主任児童委員、保育士、行政等関係者等）による事例検討や学習会等を実施します。 また、連絡会を通じて情報の共有等を図りながら、関係者間における連携を進めます。	住民・子ども課
ボランティアの登録・あっせん	子育て支援センターや保育園などにボランティアの募集の有無について確認するとともに、ニーズに応じてボランティア養成講座を行い、子育て支援に協力できる人を登録につなげます。	社会福祉協議会
巡回補導の実施	春休み・夏休み・冬休みや祭り時における巡回補導、強調月間に啓発活動を継続して実施します。	住民・子ども課

② ファミリー・サポート・センター等の充実

【具体的事業】

事業名	事業内容	担当課
子育てたすけ愛の会	地域住民同士の育児に関する互助援助活動で、サービス提供者・利用者ともに登録する会員組織によって運営されます。	住民・子ども課

③ 子ども同士、異年齢との交流の拡大

【具体的事業】

事業名	事業内容	担当課
地域特別保育事業	高齢者ふれあい保育と統合。各地域のボランティア講師による絵本の読み聞かせ・英語・お茶等の教室や、各地域行事・敬老会等への参加を支援します。 小学生招待などの異年齢とのつながり事業を継続して実施します。	住民・子ども課

④ 地域の子育て活動の支援

【具体的事業】

事業名	事業内容	担当課
三世代交流事業	公民館事業やスポーツ事業として、世代を超えた交流を行う講座を開催します。	教育委員会事務局
保育所地域活動事業の実施	世代間交流等、地域住民との交流により、児童の社会性を養うとともに、地域に根ざした保育所を目指します。	住民・子ども課
民生委員・児童委員	児童健全育成・児童虐待等、地域の状況を把握します。継続して実施します。	住民・子ども課 健康課

基本施策（3）子育てをめぐる学びの場の確保

① 子どもの活動の場や機会の充実

【具体的事業】

事業名	事業内容	担当課
ボランティア推進校への支援と学校、地域との連携	各ボランティア推進校との連絡を密に取りながら、子育てサロンを含めた地域での福祉活動の紹介や、見学できる機会の創出を図ります。	社会福祉協議会
地域スポーツ教室	ビーチボール等の競技やニュースポーツ教室等への参加を呼びかけ、子どもの運動機会の充実を図ります。	教育委員会事務局
スポーツ少年団育成支援	子どものスポーツ参加機会の拡充や、スポーツ少年団の相互交流及び指導者の資質向上を図ります。	教育委員会事務局
「まめなけ！あさひスポーツデー」開催事業	子どもたちの身近で気軽なスポーツを親しめる機会を提供します。	教育委員会事務局
朝日町型部活動コミュニティクラブ	子どもたちの多様な活動の機会を確保し、中学生の運動・文化活動を充実することを目的に、行政、学校、指導者をはじめとする地域全体で支える朝日町型部活動コミュニティクラブを運営し、推進します。	教育委員会事務局
総合型地域スポーツクラブの支援	町民のスポーツ参加機会の拡充を図ります。	教育委員会事務局
みんななび	地域や企業、町に縁のある方々が講師となって、学校教育では学ぶことのできない学びの場を、子どもたちに提供します。子どもたちの体験の創出と居場所としての役割を兼ね備え、みんなで学び合う場として発展させていきます。	みんなで未来！課
ふるさと教育事業	次代を担う子どもたちに朝日町の文化・歴史・観光・自然・伝統などを見て、触れてもらい、朝日町の魅力を感じてもらうことで、「ふるさと愛」を育みます。	教育委員会事務局

② 学校教育の充実

【具体的事業】

事業名	事業内容	担当課
道徳教育の充実	豊かな心を育むため、指導方法や指導体制の工夫・改善等を進め、子どもの心に響く道徳教育の充実を図ります。	教育委員会事務局
社会に学ぶ「14歳の挑戦」事業	町内事業所の協力のもと、中学生の職場体験を実施します。 体験を通じて、労働や周囲への意識変化が現れる等有用性が高く、今後も効果的な事業実施を行います。	教育委員会事務局

事業名	事業内容	担当課
いのちの授業	地域の専門分野（助産師・保健師・養護教諭等）の協力により、命と触れ合う体験（赤ちゃんを抱っこする等）や命の大切さについての話を聞くことで、小中学校での命の教育の普及を図っていきます。	教育委員会事務局 保健センター
スクールカウンセラー等の配置	小・中学校において、スクールカウンセラーを引き続き配置して、教育相談体制の充実を図ります。	教育委員会事務局
携帯電話・メール、SNS等の利用指導	メールやSNSの正しい使い方について、学校、生徒、保護者と講演会、ルールづくり等に取り組めます。	教育委員会事務局
スポーツエキスパート派遣事業	地域と連携しながら、すぐれたスポーツ指導者の招へい、確保を行い、部活動の充実に努めます。	教育委員会事務局
子どもの体力向上事業	運動遊びや学校体育活動の充実の必要性、系統性や連続性のある指導について、保育士及び教員が理解を深め、指導力を高めることで、幼児期から中学校期まで運動好きな子どもの育成と運動習慣の定着を図ります。	教育委員会事務局
JFAこころのプロジェクト「夢の先生」	子どもたちに「夢を持つこと」の大切さを伝え、「仲間を尊重すること」の意味を感じてもらい、「フェアプレー精神」の真の意味を理解してもらうことを目的に、日本サッカー協会の協力を得て実施します。	教育委員会事務局
小学校合同記録会	町内2小学校の合同記録会を年1回開催します。	教育委員会事務局
学校施設の改修	小・中学校全校へのエアコン整備を終え、大規模改修も含めて、施設の状況把握に努め、必要な維持管理・修繕を迅速に行っていきます。	教育委員会事務局
小学校・中学校の学校運営協議会制度	令和4年度から学校運営協議会制度として年間3回協議会を実施しています。	教育委員会事務局
ICT教育環境の整備	小・中学校において、パーソナルコンピュータのほか無線LANを活用したタブレット端末、デジタル教科書を利用した授業を充実します。	教育委員会事務局
スタディメイト・英語指導員の配置	すべての小・中学校にスタディメイトを配置するほか、小学校における英語教育に対応するため英語指導員を配置します。	教育委員会事務局
スクールバスでの登下校	通学距離に応じて、通年、冬期間等にあわせスクールバスを運行します。	教育委員会事務局
GIGAスクール構想の推進	ひとり1台端末を整備し、授業以外に家庭学習においても活用できるようにしているほか、災害等の緊急時におけるオンライン授業に活用するなど、学びの保障につなげます。	教育委員会事務局
校内教育支援センター「ココ・カラ」の設置	各校に校内教育支援センター「ココ・カラ」を設置し、不登校の児童生徒や、登校はできるが教室に入ることができない児童生徒の居場所として活用し、不登校対策を行います。	教育委員会事務局

第5章 子ども・子育て支援事業の具体的取組

事業名	事業内容	担当課
保小中一貫教育の実施	保育所・小学校・中学校において一貫教育を行い、校種の垣根を越えて相互交流を行うことで「中1ギャップ」・「小1プロブレム」・「児童生徒数の減少」等への対応を図ります。	教育委員会事務局
にこにこ相談会（再掲）	お子さんの発達や生活・行動・学習・進路などに関わる相談会を定期的に行います。	教育委員会事務局
早稲の香俳句出前講座	地域講師が出前講座に出向き、小学生に俳句や朝日町にゆかりのある芭蕉について学び、親しんでもらいます。	教育委員会事務局
岩手県釜石市との中学生交流事業	友好都市である岩手県釜石市の中学生との交流を通じて、相互の理解と将来に向けた友情を育みます。	教育委員会事務局

基本目標2 子どもの育ちと子育て家庭を支える安全安心のまちづくり

基本施策（1）親と子どもの健康づくりの推進

① 妊娠・出産支援

【具体的事業】

事業名	事業内容	担当課
妊産婦医療費助成	妊産婦の疾病の早期発見と適正な医療を確保するため、妊娠高血圧症候群、切迫早産等の治療に医療費を助成します。	住民・子ども課
子ども医療費助成事業	誕生から高校生世代までの子どもに係る医療費の助成を行います。	住民・子ども課
ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等の児童とその児童を養育する親等に係る医療費の助成を行います。	住民・子ども課
小児救急医療の充実	新川医療圏小児急患センター（黒部市民病院内）との連携により、小児の救急医療体制を維持します。	保健センター
不妊治療費助成の充実 不育症治療費助成の充実	国の動向を踏まえながら、不妊治療費・不育症治療費の助成を行うことで、治療を受けている夫婦の経済的負担を軽減し、少子化対策の充実を図ります。 また必要時は個別相談も行き、治療に伴う身体的及び精神的負担の軽減に努めます。	保健センター
産科医との連携	産科医療機関との連携を図り、また周産期地域連携ネットワーク会議に参加し、安心して出産育児ができる環境の整備に努めます。	保健センター
プレ妊活健診	夫婦の将来の妊娠に向けた健康管理を推進し、夫婦の理想のライフプランの実現やウェルビーイングの向上を目指すため、妊娠・出産に影響する疾患を早期に発見し、現在の体の状態を把握する健診を受ける夫婦に、その健診費用の助成を行います。	保健センター
産前・産後ヘルパー派遣	妊娠中や出産直後の体調がすぐれない時期にヘルパーに家事や育児を手伝ってもらうことで、妊婦や産後の母親またはその家族の負担軽減を図ります。	保健センター
多胎妊婦健康診査費助成事業	多胎児を妊娠した妊婦に対し健康診査に係る費用を助成することで、多胎妊婦の経済的負担を軽減し、母子保健の推進を図ります。	保健センター

② 母子保健事業の充実

【具体的事業】

事業名	事業内容	担当課
母子健康手帳交付	保健師による直接交付と個別指導の継続で内容の充実に努めます。特定妊婦を把握した際には、訪問等の支援を行っていきます。また、国の動向を踏まえながら、母子健康手帳のデジタル化について検討を行います。	保健センター
妊婦健康診査	健康診査費用を14回分助成することにより、定期受診の維持を図ります。必要者には精密健康診査を行います。	保健センター
産婦健康診査	産後うつや新生児への虐待予防等を図るため、産婦健康診査に係る2回分の費用を助成します。これにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、産褥期の心身の不調の早期発見につなげ、安心して地域で子育てできるよう妊産婦から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備します。	保健センター
妊婦の訪問指導	初産婦や転入者、医療機関から連絡があった者や健康診査にて訪問が必要とされた者に対し、訪問や電話連絡等による支援に努めます。また、要支援妊婦には速やかに関係機関と連携を図り、支援提供に努めます。	保健センター
産後ケア事業	助産師による居宅訪問型に、施設での通所型、短期入所型による支援を行うなど、母親の身体的回復と心理的な安定を促すとともに、健やかな育児ができるよう支援します。	保健センター
新生児・未熟児・産婦訪問指導	産婦や家族が、安心して赤ちゃんを産み育てられるよう訪問指導を行います。訪問助産師と密な情報交換を行い、連携して支援します。また、随時支援方法を検討し、医療機関と連携しながら支援を行います。	保健センター
産前・産後サポート事業 (ママカフェ)	妊産婦が抱える妊娠・出産・子育てに関する悩みについて、助産師や保健師が相談支援を行うことで、妊産婦の不安や孤立感の解消に努めていきます。	保健センター
乳幼児の健康診査	4か月児、1歳6か月児、3歳児に対し健康診査、個別相談や保健指導を行います。また、必要者に対し精密健康診査受診票を発行します。 乳幼児の発達・発育の異常を早期に発見し、早期に対処するよう努めます。 また、乳幼児の虐待予防のために未受診者への受診勧奨や聞き取りを行い、発育・発達や所在の確認などの対応を継続します。	保健センター

事業名	事業内容	担当課
10～11 か月児健康診査	小児科医による診察、個別相談、歯科集団指導を行い、児の発育・発達の確認、子育てや離乳食についての相談支援を行い、母子ともに健やかに過ごしていけるようサポートしています。	保健センター
歯科健康診査・フッ化物応用	1歳6か月児から3歳6か月児を対象とし、半年毎に歯科健康診査を計5回実施し、希望者へのフッ化物塗布を行います。 また、永久歯むし歯予防として、保育所の年中児から小学校6年生までを対象に、週1回のフッ化物洗口を継続実施していきます。	保健センター
育児相談	保健師や管理栄養士による相談を行います。 また、子育て相談専用電話も設置しています。	保健センター
母子保健推進員の活動	3歳児健康診査や「もうすぐパパママ教室」への協力をを行います。	保健センター

③ 食育の推進

【具体的事業】

事業名	事業内容	担当課
離乳食相談会	保健師・管理栄養士による離乳食指導、個別相談を行います。気軽に参加できるよう、あさひDE子育てアプリを使った周知や、SNSを通じた予約体制の整備を進めます。	保健センター
乳幼児健康診査時の栄養相談	乳幼児健康診査で児の食事に関し困り感のある保護者に対して、個別相談・指導を行い不安の軽減に努めます。	保健センター
学校の食育活動	小学生を対象に関係機関と連携し、農業体験や食文化の継承に努めます。 学校給食には地元の旬の食材を使用し、生産者との交流を通じて、子どもたちへ味の伝承を行っていき、さらに、給食だより等を通じて生産者や地域の特産品を紹介し、当町の食材に関する知識や愛着を深めます。 また、学校調理員を対象に、衛生管理等の研修を実施します。 SNSを利用した食育を進めます。	農林水産課 教育委員会事務局
保育所の食育活動	毎月の「食育の日」は、調理員を主として食の大切さを理解できるように取り組んでいきます。 土に親しみ収穫の喜びを体験できるよう、各保育所での園庭やプランター等を利用して夏野菜作りやチャイルドクッキング等をしていきます。 給食だより等を通じて、行事食や郷土食、季節の食の知識や食材を紹介し、ふるさとの味や魅力を伝えて郷土愛を育てていきます。 保育所調理員を対象に、衛生管理等の研修を実施します。 アレルギー等で調理員や保育士、栄養士や保護者を交えての情報交換を実施します。 保育所の職員が、職種を超えて共有できる研修の場を持つことで、食育への共通理解を図っていきます。 規則正しい食生活、健康保持のための適度な運動、食事マナーや歯や口の健康（8020運動）の維持や改善にも配慮していきます。	農林水産課 住民・子ども課

基本施策（２）障害児や要支援家庭等への支援

① 障害児への支援

【具体的事業】

事業名	事業内容	担当課
乳幼児健康診査事後フォロー	乳幼児健診において要観察判定となった子やその保護者が健診事後フォロー教室やことばの相談会に参加することで、具体的な子育てスキルを獲得し、児の健やかな成長発達を促します。必要に応じて、専門機関受診へつなげています。また、保健師による保育所訪問を実施し、保育士と連携した支援提供に努めます。	保健センター
障害児通所支援事業	児童発達支援、医療型児童発達支援について、関係機関との密接な連携により、円滑なサービス提供に努めます。	健康課
放課後等デイサービス事業	就学児に対する放課後等デイサービス事業について、該当者に対する広報活動を進め、利用を促進します。	健康課
保育所等訪問支援事業	就学前児童に対する保育所等訪問事業について、該当者に対する広報活動を進め、利用を促進します。	健康課
障害児相談支援	障害児が障害児通所支援を利用する前に障害児支援利用計画を作成するほか、通所支援開始後、一定期間毎にモニタリングを行うなどの支援を行います。	健康課
障害児入所支援事業	県発達障害者支援センターや医療型児童発達支援センターとの連携により、必要なサービスにつなげていきます。	国・県事業
児童発達支援事業	県発達障害者支援センターや医療型児童発達支援センターとの連携により、必要なサービスにつなげていきます。	国・県事業
障害児保育事業（再掲）	集団保育が可能な障害児を受け入れる事業です。	住民・子ども課
特別支援教育の充実	学校教育においては、特別支援教育の充実により、障害児教育の充実を図ります。	教育委員会事務局
朝日町教育支援委員会の開催	障害のある幼児、児童及び生徒並びにその保護者に対する早期からの一貫した教育支援を行うため、委員会を継続して開催します。	教育委員会事務局
障害児を持つ母親の集い	「たんぼぼの集い」を開催し、情報交換、親子交流会、学習会、施設見学等を実施し、障害児を持つ親への支援を行います。新規会員にも輪を広げていきます。	保健センター
にこにこ相談会（再掲）	お子さんの発達や生活・行動・学習・進路などに関わる相談会を定期的に行います。	教育委員会事務局

第5章 子ども・子育て支援事業の具体的取組

事業名	事業内容	担当課
特別児童扶養手当 (県進達事務)	支給対象者に手当を支給します。	住民・子ども課
心身障害児童福祉金	支給対象者に福祉金を支給します。福祉施設に通園・通学している者には増額支給を行います。	住民・子ども課
日常生活用具の給付	申請に基づき、審査の上給付します。	健康課
補装具の給付	申請に基づき、審査の上給付します。	健康課
障害児福祉手当 (県進達事務)	支給対象者に手当を支給します。	健康課
特別支援教育就学に対する助成	小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒や、通常学級に在籍する特別支援学校の就学基準に該当する児童生徒に対する助成を継続して実施します。	教育委員会事務局

② ひとり親家庭への支援

【具体的事業】

事業名	事業内容	担当課
児童扶養手当 (県進達事務)	父母の離婚などにより父親または母親と生計をともにしていない児童が育成される家庭や、父親または母親が身体などに重度の障害がある家庭、父母に代わって児童を養育している方に対し、児童の健全な成長を願って支給される手当です。	住民・子ども課
ひとり親家庭等医療費助成事業(再掲)	ひとり親家庭等の児童とその児童を養育する親等に係る医療費の助成を行います。	住民・子ども課

③ 子どもの権利擁護と虐待防止

【具体的事業】

事業名	事業内容	担当課
要保護児童対策地域協議会	要保護児童対策地域協議会を定期的開催し、関係機関の連携を強化し、ネットワークを構築することにより、個別のケースへの対応を行います。	住民・子ども課
こども家庭センター (再掲)	子育て世帯を包括的に支援するため、住民・子ども課と保健センターが連携を強化し、すべての妊産婦、子育て家庭、子どもを対象として、誰一人取りこぼさず、切れ目のない相談・支援を行います。	住民・子ども課 保健センター

事業名	事業内容	担当課
こんにちは赤ちゃん事業	生後2～3か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、乳児の健全な育成環境の確保を図ります。 また、継続して支援が必要であると判断したケースに関しては、養育支援訪問事業の対象者として切れ目のない支援の提供に努めます。	保健センター
心理相談員による個別相談	1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査時に臨床心理士に相談できる体制を整え実施します。また、保護者に対して、育児相談の周知を図ります。	保健センター

④ 外国人家庭への支援

【具体的事業】

事業名	事業内容	担当課
情報提供・相談事業	外国人の母親及び子どもに対し、国際交流団体との連携により、子育て情報の提供などの子育て支援を行います。また、生活面や子育てに関する相談を行います。	住民・子ども課 保健センター
母子保健	子どもの健康を守るため、母子保健事業の実施により母子ともに健康管理を行います。	保健センター
就園・就学支援等	地域子育て支援拠点事業等、各種子育て支援事業への参加を促すとともに、就園・就学に関わる支援を行い、特に就学漏れに至らないよう努めていきます。	住民・子ども課 教育委員会事務局

⑤ 子どもの貧困対策

【具体的事業】

事業名	事業内容	担当課
子どもの貧困把握	関係機関等との会議体や調査等を通じて、当町における子どもの貧困を把握していきます。	住民・子ども課
こども家庭センター（再掲）	子育て世帯を包括的に支援するため、住民・子ども課と保健センターが連携を強化し、すべての妊産婦、子育て家庭、子どもを対象として、誰一人取りこぼさず、切れ目のない相談・支援を行います。	住民・子ども課 保健センター
児童扶養手当（県進達事務）（再掲）	父母の離婚などにより父親または母親と生計をともにしていない児童が育成される家庭や、父親または母親が身体などに重度の障害がある家庭、父母に代わって児童を養育している方に対し、児童の健全な成長を願って支給される手当です。	住民・子ども課
ひとり親家庭等医療費助成事業（再掲）	ひとり親家庭等の児童とその児童を養育する親等に係る医療費の助成を行います。	住民・子ども課

第5章 子ども・子育て支援事業の具体的取組

事業名	事業内容	担当課
地域子育て支援センター事業（再掲）	地域の子育て支援の中心施設として、子育てに対する相談等の支援を行うとともに、関係機関との連携を強化し、地域の子育てネットワークづくりを進めます。	住民・子ども課
子育て相談事業（再掲）	子育てに関する相談を、保健センター、子育て支援センター及び各保育所で随時実施します。	住民・子ども課 保健センター
にこにこ相談会（再掲）	お子さんの発達や生活・行動・学習・進路などに関わる相談会を定期的に行います。	教育委員会事務局
子どもサポートネットワーク連絡会（再掲）	子どもを取り巻く関係者（小・中学校教諭、保健師、助産師、主任児童委員、保育士、子育てアドバイザー、行政等関係者）が連携し、事例検討、学習会、連絡会等を実施する事業です。	住民・子ども課
民生委員・児童委員（再掲）	児童健全育成・児童虐待等、地域の状況を把握します。継続して実施します。	住民・子ども課 健康課
要保護・準要保護児童生徒に対する助成	生活保護及び生活保護に準ずる世帯の児童生徒に対する助成を引き続き実施します。	教育委員会事務局
奨学資金制度	経済的な理由で、修学が困難な方に対して奨学資金制度があります。	教育委員会事務局
中島奨学資金給与制度	経済的な理由により、大学などの就学が困難な生徒を対象に奨学金を支給します。	社会福祉協議会
教育支援資金貸付制度	高等学校、大学又は専門学校に就学するのに必要な経費や、入学に際し必要な経費を貸付します。	社会福祉協議会

基本施策（3）子育て家庭への経済的支援

① 各種手当等の支給、支援

【具体的事業】

事業名	事業内容	担当課
児童手当等の支給	児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当等の国の制度について、対象者に適正な手当支給に努めます。	住民・子ども課
子ども医療費助成事業（再掲）	誕生から高校生世代までの子どもに係る医療費の助成を行います。（県外は償還払い）	住民・子ども課
誕生祝金	生まれてくる子どもの健やかな成育のために、国事業、県事業との時期の調整を図り誕生祝金を支給します。	住民・子ども課
要保護・準要保護児童生徒に対する助成（再掲）	生活保護及び生活保護に準ずる世帯の児童生徒に対する助成を引き続き実施します。	教育委員会事務局
体操服の購入補助	小学校新1年生の体操服の購入を引き続き補助します。	教育委員会事務局
小学校・中学校の給食費無償化	町内小学校・中学校に通う児童生徒の給食費を町が全額補助しています。	教育委員会事務局
チャイルドシートの貸し出し	6歳未満の子どもを対象に、チャイルドシートを無料で貸し出します。	住民・子ども課
幼児教育・保育の無償化	国の制度に基づき、幼稚園、保育園、認定こども園、地域型保育、認可外保育施設等を利用する3歳から5歳までの子ども、及び住民税非課税世帯の0歳から2歳までの子どもの利用料を無償化します。 また、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施を促進します。	住民・子ども課
高校生世代新生活エール事業	妊娠期から高校生世代まで切れ目のない支援を行うため、町単独で高校生世代に対する経済的支援を行います。	住民・子ども課

基本目標 3 地域と生活と職場の調和された社会づくり

基本施策（1）仕事と子育てのバランスを目指す

① ワーク・ライフ・バランスの実現

【具体的事業】

事業名	事業内容	担当課
企業への啓発活動	企業における子育て支援（育児休業制度の推進等）に対する理解と施策の充実を求めています。	住民・子ども課

基本施策（2）父親・母親の特性を活かした子育てへの参加促進

① 男女双方の子育てへの参加促進

【具体的事業】

事業名	事業内容	担当課
時間外保育、一時預かり等事業（再掲）	時間外保育事業、一時預かり保育事業等の充実やファミリー・サポート・センター事業等を実施します。	住民・子ども課
男女共同参画の推進	「朝日町男女共同参画社会づくり計画」を基に、男女共同参画を推進していきます。	教育委員会事務局

基本目標 4 新しい時代の教育・保育サービスの提供

基本施策（1）教育・保育サービスの提供の確保

① 教育・保育事業量及び施設の確保

【具体的事業】

事業名	事業内容	担当課
保育所事業の充実	調査等から求められた必要事業量が確保されるよう、町立の保育所を中心に、町外の広域的調整の中で町民の利用希望に対応できる体制整備を行います。	住民・子ども課

② 給付体制の整備

【具体的事業】

事業名	事業内容	担当課
施設型給付体制の整備	町外を含む幼稚園、保育所、認定こども園などとの連携を進め、円滑な給付が行われるよう努めます。 また、必要な水準を確保するため、保育所施設や人材の確保を図り、町民が必要とするニーズに対応できる体制の整備を行います。	住民・子ども課
地域型保育給付体制の整備	現在のところ町内に事業所はありませんが、ニーズの動向を勘案して、町外の家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育などとの連携や誘致について検討します。	住民・子ども課

③ 教育・保育サービスにおける経済的支援

【具体的事業】

事業名	事業内容	担当課
保育料軽減事業	保育料は同時入所にかかわらず第2子は半額、第3子以降は無料とすることで、子育て家庭の経済的支援を実施します。	住民・子ども課
保育所主食費・副食費無償	3～5歳児の保育所の給食の材料に係る費用を補助します。	住民・子ども課
小学校・中学校の給食費無償化（再掲）	町内小学校・中学校に通う生徒の給食費を町が全額補助しています。	教育委員会事務局

基本施策（2）保育サービスの質の確保

① 職員の資質の向上

【具体的事業】

事業名	事業内容	担当課
職員の資質の向上	計画的な研修の受講を継続し、幼児期の教育・保育の質の確保に努めます。 また、小児保健等の新分野の研修も実施します。	住民・子ども課

② 職員配置の充実

【具体的事業】

事業名	事業内容	担当課
職員配置の充実	障害や発達が気になる等の子どもの状況により、職員の加配を検討します。	住民・子ども課

③ サービス内容に関する情報提供の推進

【具体的事業】

事業名	事業内容	担当課
各関連機関からの情報発信	総合的な子育て支援情報を提供できるよう体制づくりを進めます。また、新規として利用者支援事業に向けて検討します。	住民・子ども課

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

「朝日町子ども・子育て支援事業計画」の推進に際しては、庁内において年度毎に各事業の進捗状況を正確に把握しつつ、実施に努めます。

また、家庭、地域、企業と相互に連携を図りながら、次代を担う子どもたちの育成を推進します。

(1) 庁内推進体制

子育て支援に関する施策は福祉、保健・医療、教育、労働など幅広い分野にわたっているため、推進にあたっては、庁内関連部局の連携を一層強化するとともに、国・県等の関係機関とも密接な連携・協力体制を整え、一体となって施策の展開を図ります。

(2) 地域の組織と連携

地域社会は、子どもが地域の一員として社会との関わりを持っていくための身近な社会参加の場といえます。そのため、町内会、主任児童委員、民生委員・児童委員、母子保健推進員、教育関係団体、ボランティアや関係団体などが相協力して地域での子育て支援を推進します。

(3) 町民、企業に対する普及、啓発

今日では、社会全体で子育て支援することが重要となってきています。そのため子育て支援策についての情報提供に努めるとともに、地域や企業に対しての子育て支援への理解、協力を求めます。

また、一定の規模の企業に義務付けられている事業主行動計画策定の推進を図ります。

2 計画推進にあたっての役割

(1) 家庭の役割

家庭は子どもの人格形成を行う基本的な場であり、家庭における日常生活やしつけの中で社会の一員としていくために必要な基本的な生活習慣や社会的模範を子どもに身につけさせる役割があります。

また、家庭の一人ひとりがそれぞれの役割を持ち、男性と女性がともに家事や子育てに積極的に参加し、家庭・家族で助け合うという意識を持つことが必要です。

(2) 地域の役割

地域は家庭を支える最も身近な場であり、近所が互いに助け合い、子育て家庭を地域で支えるという風土を築いていく必要があります。

また、地域は社会参加の場でもあります。子どもたちが大人や年齢の異なる子どもたちとの関わりを持ち、社会性や連帯性を身につけていくことができるような地域活動を進めることが必要です。

(3) 保育所や学校などの役割

保育所、幼稚園、学校などは、同年代の子が集団で生活する場です。集団の中で生活する上での基本的な事柄を身につけさせるとともに、家庭や地域と充分連携を深めながら、多様な体験の機会を提供するなどして、豊かな人間性や社会性を育む必要があります。

また、学校教育の中では、性別にとらわれない役割分担の促進や、男女平等についての指導の充実を図り、男女が協力して家庭を築くことの重要性を伝えることが必要です。

(4) 企業の役割

共働き世帯が増加する中で、職業生活と家庭生活が両立できるよう就業環境の整備を積極的に推進するとともに、労働時間の短縮や男性が家事や育児に参加できるような職場の雰囲気づくりを進めるなど、子育てしやすい環境づくりが必要です。

(5) 行政の役割

本計画の確実な推進を行うため、地域や企業等の理解を得て、連携しながら事業を進めていくことが必要です。

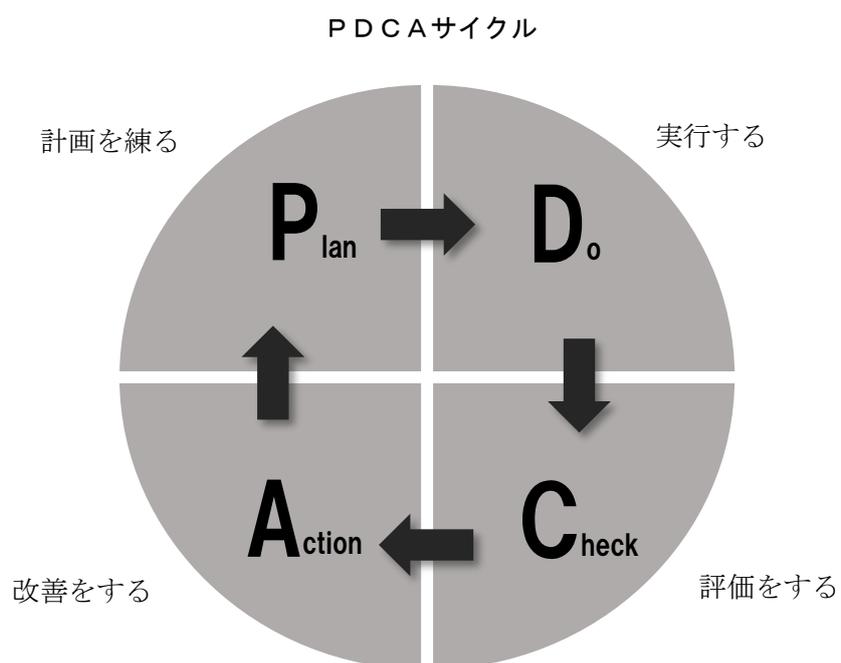
また、町民に対して子育ての大切さ、支援の重要性等を広く啓発し、子育て支援施策についての意見や要望を聞きながら、事業の実施状況及び進捗状況を確認、評価していくことが必要です。

3 計画の進捗管理

本計画における基本施策、事業については、PDCAサイクルによる評価を実施し、目標達成に向けた事業の推進を図ります。

計画の進行状況の管理及び実施状況の点検については、毎年行い、その進捗状況を正確に把握し、広報等で町民にお知らせします。

また、町民からの意見、要望などについては、今後の取組に反映していきます。



資料編

1 朝日町子ども・子育て会議要綱

(設置)

第1条 子ども・子育て支援に係る当事者から広く意見を聴取し、子どもや子育て家庭の状況及び需要に応じた子ども・子育て支援施策を実施するため、朝日町子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事務について調査審議する。

- (1) 朝日町子ども・子育て支援事業計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に規定する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援施策に関し町長が必要と認めること。

(組織及び委員の任期)

第3条 会議は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援の保護者
- (2) 子ども・子育て支援事業の関係者
- (3) 学識経験者
- (4) その他町長が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 会議に会長及び副会長を各1人置く。

2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は、委員の中から会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第6条 会議の事務を処理するため、住民・子ども課に事務局を置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この公表の施行日以後、最初に委嘱される委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

2 朝日町子ども・子育て会議委員名簿

関係機関	氏 名		役 職 等
福祉関係 要綱第3条第2項 (4)	◎会長	竹 内 進	朝日町社会福祉協議会会長
		佐 田 みどり	朝日町民生委員児童委員協議会会長
地域活動関係 要綱第3条第2項 (4)		佐 渡 雅 晴	朝日町スポーツ少年団指導者協議会会長
		犬 田 優	朝日町児童クラブ連合会会長
教育関係 要綱第3条第2項 (1)(3)		竹 内 静	朝日町小・中学校校長会会長
		鹿 熊 洋 一	朝日町PTA連絡協議会会長
保健関係 要綱第3条第2項 (2)		安 達 万紀子	朝日町母子保健推進協議会会長
		新 田 仁 美	保健センター主査(保健師)
子育て関係 要綱第3条第2項 (1)(2)		水 島 大 樹	ひまわり保育園父母の会
	○副会長	宮 島 文 子	朝日町保育士会会長

事務局	加 藤 優 志	住民・子ども課 課長
	寺 崎 三千代	住民・子ども課 主幹
	清 水 優 香	住民・子ども課 主査

3 朝日町子ども・子育て会議の検討経過

月日	会議名	内容
令和5年度		
9月13日	第1回 朝日町子ども・子育て会議	○子ども・子育て支援事業計画について ○「朝日町子ども・子育て支援計画策定にかかるアンケート調査」について
2月26日	第2回 朝日町子ども・子育て会議	○「朝日町子ども・子育てニーズ調査」の結果について ○こども大綱・市町村こども計画について
令和6年度		
8月6日	第1回 朝日町子ども・子育て会議	○子ども・子育て支援事業計画について ○朝日町の現状 ○市町村こども計画について
11月26日	第2回 朝日町子ども・子育て会議	○「第3期子ども・子育て支援事業計画」について ○町の児童福祉の課題について ○こどもまんなか社会について
3月6日	第3回 朝日町子ども・子育て会議	○「第3期子ども・子育て支援事業計画（案）」について ○こども家庭センターについて

第3期
朝日町子ども・子育て支援事業計画

発行日 令和7年3月

発行 朝日町 住民・子ども課

〒939-0793 富山県下新川郡朝日町道下1133

電話(0765)83-1100